

反社会的な宗教活動にかかる消費者被害等の救済の指針（1999年日弁連意見書）について

2022/09/28

判断基準作成にあたっての基本的な考え方（意見書から的一部抜粋）

【1. 資金集めとしての活動上の問題】

- (1) 献金等の勧誘にあたって、次の行為によって本人の自由意思を侵害していないか。
- ① 先祖の因縁やたたりあるいは病気・健康の不安感を極度にあおって、精神的混乱をもたらす。
 - ② 本人の意思に反して長時間にわたって勧誘する。
 - ③ 多人数によりまたは閉鎖された場所で強く勧誘する。
 - ④ 相当の熟慮期間を認めず、即断即決を求める
- (2) 説得、勧誘等の結果献金等した場合、献金後間もない期間（例えば1ヶ月）は、その返金の要請に限り誠意をもって応じているか。
- (3) 一生を左右するような献金などをし、その団体の施設内で生活してきた者が、その宗教団体等から離脱する場合においては、その団体は献金などをした者からの返金要請にできる限り誠実に応じているか。
- (4) 一定額以上の献金者に対してはその宗教団体等の財政報告をして、使途について報告しているか。
- (5) お布施、献金、祈祷料等名目の如何を問わず、支払額が一定金額以上の場合には受取を証する書面を交付しているか。

【2. 信者・会員の勧誘について】

- (1) 勧誘にあたって、宗教団体の名称、基本的な教義、信者としての基本的任務（特に献金等や実践活動等）を明らかにしているか。
- (2) 本人の自由意思を侵害する態様で不安感を極度にあおって、信者になるよう長時間勧めたり、宗教的活動を強いて行わせることがないか。

【3. 信者及び職員の処遇】

(1) 献身や出家など施設に泊まり込む信者・職員について

- ① 本人と外部の親族や友人、知人との面会、電話、郵便による連絡は保障されているか。
- ② 宗教団体等の施設から離れることを希望する者の意思は最大限尊重されるべきであるが、これを妨げていないか。
- ③ 信者が健康を害した場合、宗教団体等は事由の如何にかかわらず、外部の親族に速やかに連絡をとっているか。

(2) 宗教団体やその関連の団体・企業などで働く者については、労働基準法や社会保険等の諸法規が遵守されているか。

【4. 未成年者、子どもへの配慮】

(1) 宗教団体等は、親権者・法定保護者が反対している場合には、未成年者を長期間施設内で共同生活させるような入信を差し控えているか。

(2) 親権者・法定保護者が、未成年者本人の意思に反して宗教団体等の施設内の共同生活を強制することはないか。

(3) 子どもが宗教団体等の施設内で共同生活する場合、親権者およびその宗教団体等は、学校教育法の小・中学校で教育を受けさせているか。また高等教育への就学の機会を妨げていないか。

(4) 宗教団体等の施設内では、食事、衛生環境について我が国の標準的な水準を確保し、本人にとって到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を確保するよう配慮されているか。

日弁連総第70号
1999(平成11)年3月26日

意見書

反社会的な宗教的活動にかかる
消費者被害等の救済の指針

日本弁護士連合会

目 次

頁

第 1 . 意見書の目的	1
--------------------	---

第 2 . 被害実態とその対策

1 . 深刻で広汎な被害実態	1
2 . 典型的相談事例	3
3 . 被害救済、防止の対策	8

第 3 . 宗教的活動にかかる人権侵害についての判断基準	10
------------------------------------	----

第 4 . 宗教的活動にかかる人権侵害についての判断基準の解説

1 . 判断基準の目的	11
2 . 判断基準作成にあたっての基本的考え方	14
3 . 資金集めとしての活動上の問題	15
4 . 信者・会員の勧誘について	22
5 . 信者及び職員の処遇	26
6 . 未成年者、子供への配慮	30

第 5 . 資料

1 . E C 議会決議 (1984 年 5 月)
2 . 宗教団体等の責任を考える上での主な裁判例

第1. 意見書の目的

松本サリン事件で7名、地下鉄サリン事件で12名、坂本堤弁護士とその妻子殺害事件で3名、さらに組織内で6名の尊い人命が奪われた。これらの事件で重軽傷を負った市民は1万人を超える。オウム真理教に出家するため、家族と離別してその生死さえ定かでない若者が数十名にのぼる。

靈感商法や靈視商法など宗教名目の資金集め活動で被害を被った市民は少なくとも数十万人にのぼる。その資金集め活動に駆り立てられている組織のメンバーもかけがえのない人生を破壊されたと言えよう。

このような人権侵害、消費者被害は、現代社会の社会、経済の基盤の病巣から生み出されたものであって、決して突然生じたものではない。それだけに、この種の事件は今後も繰り返されるおそれが十分にある。同種の被害相談は現在も続いている、むしろ多様化、深刻化している。

日弁連は、靈感商法問題を取り上げてその実態と問題点およびその対処策を1987年と88年の二度にわたる意見書で提示した。さらに、1995年11月には「宗教活動名目の各種資金獲得活動に関する実態と問題点」と題する報告書を公表して、消費者問題を解決する弁護士としての立場から実態と対応策を提示した。1996年以降、シンポジウムや宗教団体役員の方々との懇談などを重ねて、宗教団体の布教活動や資金集め活動の自由と布教される側の市民の人権との均衡をどのように調整することが望ましいかについて検討を重ねた。憲法、民法、刑法、宗教法さらには宗教学の学者や行政担当者とも討議をしてきた。

一方、賛否両論が激しくたたかわされる中で、国会では宗教法人法が改正され、改正法は1996年9月から施行された。しかし、現代社会における宗教の役割や許容される宗教活動の範囲などについて、国会で十分な議論が尽くされたとは言い難い。また、前述した消費者被害や人権侵害事件の抑制のために、どのような対策がとられるべきであるかについてもなお、検討は不十分である。治安対策や被害防止の観点を優先することによって、宗教活動の自由が不当に抑制されることがあってはならない。しかし、宗教に関わる法制度やその運用およびマスメディアをはじめとする社会のシステムが、現状のままでよいとも考えられないである。関連する学者や宗教界における検討も決して十分なものとはいえないのが実情である。

この意見書は、このような実情を踏まえて、法律家の立場からひとつの対応策を提言するものである。

第2. 被害実態とその対策

1. 深刻で広汎な被害実態

日弁連が1995年11月に公表した「宗教活動名目の各種資金獲得活動に関わる実態と問題点」と題する報告書から被害の深刻さと広がりを紹介しよう。

国民生活センターや全国の自治体にある消費者センターでは、「宗教」や「靈感」等のキーワードによる相談データの集計をしていない。「宗教」を消費者相談の項目に上げること自体を行政が控えている。そこで、次のキーワードで1991年から1993年までの3年間の相談事例の集計結果をまとめてみた。

項目	国民生活センター	消費者センター
印鑑	1,752件	2,143件
数珠	573件	710件
仏像	251件	269件
仏壇・仏具	80件	260件
占いサービス	3項目計	829件
祈祷サービス	1,335件	872件
団体への献金		189件
自己啓発講座	166件	1,501件
合計	4,157件	6,773件

靈感商法の被害については、全国靈感商法対策弁護士連絡会で集計している。1987年から1997年までの11年間で、同連絡会等では18,841件、被害額合計700億円余の相談を受けてきた。壺・多宝塔などを売りつけられたという被害相談が、献金や借入金名目の被害相談に変わっている。この種の献金勧誘問題については、既に最高裁判所判決が下されているが、それでもなお同種の新しい被害が発生している。

靈視商法の被害者弁護団では、約560名から18億円余、法の華三法行の被害弁護団でも約1,050名から44億5500万円余の被害相談を受けて、現在訴訟が係属中である。

行政の相談窓口や弁護士への相談は、実際に発生している被害の氷山の一角にすぎない。このような被害相談の実情を見ても、いかに広汎な被害が発生してきたか明らかだ。

最近では、この種の手口をまねたと考えられる小集団や個人による被害相談が増えている。組織活動に没頭している家族のことを心配して相談に来る例も多い。

あるセミナーに参加していた看護婦がそろって退職して、その団体のスタッフになったが、大丈夫だろうか。急に人が変わったようになった大学生の子を心配して親が反対したら、親を悪魔扱いして会話が成り立たない。妻が家族を放り出して組織活動に奔走し、先

日子供を連れて出ていった。一人住まいの祖母がどこかの教団に全財産を提供してしまった。このような被害はいずれも極めて深刻である。放置すれば組織の指示で加害者になることもあり得る。ところが、その相談にどこの相談機関も適格に対応できないという実情がある。すでに弁護団やしっかりした被害者の会が組織されている団体の問題はまだ対応のしようがある。しかし、どこの誰もかかわりきれていない組織も多く、これらについての相談や問い合わせには対応のしようがない。本人や家族は誰にもどこにも相談できないまま、家族や人生の破壊を甘受せざるを得ないのだろうか。

2. 典型的相談事例

本項では、典型的な事例を選択して紹介する。いずれも弁護士や消費者センター等の相談窓口に寄せられることが多いものばかりである。現実にはここで列挙した15の類型が複合された事案も少なくない。

46歳のA女は、昭和62年8月に夫を亡くして娘と2人で失意の日々を過ごしていた。翌63年2月、甲教団の信者Sから、信者で運営する絵画展に誘われた。しつこい勧誘で22万円の絵画を購入した。その後、信者が再三自宅に来訪し、「靈場に誘い込まれ、「偉い先生」とあると紹介された信者Tに「ご主人が地獄界で苦しんでいる。献金してくれと言っている」などと長時間説得され、結局500万円を献金させられた。その後さらに弥勒像の代金等の名目で700万円と印鑑代金20万円を支払わされた上、同様の脅迫的説得のため300万円の献金をさせられた。

このような手口で多額の献金をさせる活動は計画的に全国で行なわれている。また、不動産等の資産を保有する人をねらって、このような資産を担保に金融機関から借金させ、その借入金を全額教団側に提供させる事案も頻発している。教団の方で返済する約束であったにもかかわらず返金しないため自宅を喪失する事態になった人もいる。

1回の被害で終わらないため、家族が「浪費」を理由に、信者になった本人の準禁治産宣告を家庭裁判所に申立て、同時にその保全決定（財産管理人の同意なく財産処分を禁ずるもの）が下された事案も複数ある。

甲教団の信者Uは、靈感商法の手口で大理石壺等を販売する活動に従事していたいわゆる献身者である。戸別訪問で知り合った47歳の主婦Bに1200万円を支払わせた行為が恐喝罪に該るとして、Uらは懲役2年6月（執行猶予5年）の判決を受けた（確定）。

Uらはホテルの一室で、約9時間半にわたって「おろした子供や前夫が成仏できず苦しんでいる。成仏させないと今の夫と子に大変な事がおこる。全財産を投げ出しなさい。」などと迫り、脱出を阻止するなどした。

説得の時間や手口が異なるものの、販売目的を隠して靈場やマンションの一室に誘い込み、先祖の因縁や靈界の恐怖等の話で、畏怖・困惑させて高額の数珠・大理石壺・多宝塔・人参濃縮液等を購入させる組織的資金集め活動は、甲教団において長期間行われた。現在も同様の手口で印鑑・数珠・人参濃縮液・仏像等が売られており、高額の献金勧誘もなされている。

甲教団では、信者勧誘の手段として教理をビデオ学習させる施設を多数運営している。街頭で通行人を呼び止めたり個別訪問して、真理を学ぶ・運勢を聞く等の口実で施設に誘い込んで、伝道の目的を隠して入会金10万円前後を支払わせる。その後独身者については有料の2泊2日、4泊4日のセミナー等で教理を学ばせる。対象者への教え込みが一定段階に深まるまで、宗教であることも教団名も隠す。

この施設に通い、セミナーに参加する途中にも前記、の方法により物を買わせたり、献金させたりする。これによって、教団への帰属意識が深まり、離脱しにくくなる。このような手口で信者になった者は、信者の責任として、の資金集め活動を担当させられる。

癌になったのではないかという不安を抱える48歳のC氏は、偶然乙教団の教祖の著作を書店で見かけて、これを購入した。その本によると、教祖の教えて癌は治ると書いてある。C氏はすぐ思いで教団事務所に赴いた。教団の鑑定士の鑑定によって、病院に行くのではなく修業を受けることがより効果的だと断定的に言われ、参加費と水子供養代160万円余を支払った。5泊6日の富士山麓の施設での研修後、家宝を求めるよう強く迫られ333万円を支払った。この研修中、C氏の家族はC氏が一体どこへ行ってしまったのか判らず大騒ぎになった。また、C氏は、教団に言われて、研修や家宝のことを家族に内緒にしていた。

一般の病院前で書籍やチラシを頒布したり、新聞・週刊誌等による派手な広告等で勧誘している。悩みや難病が解決するという期待をもたされ、この教団の研修に高額の費用を支払って参加する人が多い。大きな天災が近くある、救われたいなら特別の講座に入れ、と勧誘されて、多額のサラリーロンを借入れして破産状態にある若者も少なくない。

丙教団では、駅頭等で「あなたの健康と幸せを祈らせて下さい」と声をかけ、断わりきれない通行人に対して伝道する。先祖

の因縁を解放するために献金をして徳を積むように勧める。この説得が強引なことが多い。

Dさんは身障者の我が子のことを気にかけていたところ、友人に丙教団に誘われた。Dさんは教団の幹部から「あなたの子の病気は、先祖に同じ病気だった人がいて、その靈がうかばれていなかっためだ。献金は靈界に貯金をする徳を積むことだ。先祖の靈が怒ると人をたやすく死に致らす。」などと長時間説かれて、2000万円余を献金してしまって後悔している。

若者がこの教団のスタッフとしてのめり込み、親に無断で家を出てしまうことも多い。このためその家族から、うちの子が世間から隔絶された施設に居住しているがどうしたらよいかという相談例もある。

丁教団の被害相談は、靈視商法と言われている。当初、関東一円に集中していたが、その後全国に被害が拡大した。「あらゆる苦悩を解決する！難病、家庭不和、事業不振、いじめ。相談料3000円！」などと書いた新聞折込チラシを大量に頒布して誘う。来場者をビル内の暗い一室に入れ、靈能師役の信者が水子の祟りや先祖の靈の祟りを説いて「このままでは子が自殺する。夫が事故に遭う。結婚できない。」と畏怖させる。その上で供養料や仏壇等の購入代金として数百万円を支払う約束をさせる。今決断しないといけないと迫って、その場で即決を迫る。支払いのお金がないというと、サラリ - 口 - ンからの借入れを勧められることがある。平成7年11月、丁教団の関係者数名が詐欺罪で起訴され、更に教団代表者も起訴された。自白した靈能師役の数名に、平成8年6月有罪判決が下されている。民事裁判でも詐欺による不法行為が認められた例がある。

戊教団では、信者に「出家しないと最終戦争に生き残れない」などと脅迫的に出家を迫り、出家の際に貯金、所有不動産はもとより、所持金、所持品の全てを提供させていた。出家後に教団の施設に住まわせるが、厳しい修業のため耐えきれなくなつて離脱しようとしても、人里離れた施設であるという場所的要因や逃亡防止の監視のため容易に離脱できない。更には全ての資産を献金・献品しているため、離脱が極めて困難になっていた。

そもそも単なるヨーガの道場や様々な実態をかくしたサークルに関わったことを機に入信した者もいる。出家の際、配偶者にだまってその金員を献金したという配偶者からの相談や、子供が父の意思に反して母親と施設内で生活しており、学校教育も受けていないという相談もあった。

教祖の著作を書店で見て教団に関わりをもつ人が多い。悪靈を払って善靈を呼び開運すると銘打った除靈の儀式（5万円ないし

数十万円)や、有料の氣学・やせる・美人になる・金持ちになる等の各種講演会、秘法等のイベントなどに、若い人を中心に参加者をつくる。

E夫妻は、子供の病気等の悩みを解決するためこの教団で運勢を見てもらった。スタッフから除霊をしないといけないとと言われて、教祖や教団内の資格を持った幹部の儀式、鑑定などを度々受け、各種イベントにも参加したため、5000万円余を支払う結果になった。

各国に支部を持つ外来の団体である。新聞折込チラシや街頭で「能力分析テスト」用紙を頒布し、無料で性格判断をするとして返送を促す。F君は興味を感じてこの用紙を送付した。Y団体から診断結果を教えるから本部に来場して欲しいと誘われて行ったところ、そこで長時間勧誘されて講座受講を承諾した。当初の入会金などは2万円だったが、短期間のうちに次々と高レベルと称する各種のトレーニングに進み、そのトレーニング費用がどんどん高くなるため、数ヵ月で数百万円の講習料になった。このトレーニング費用の支払資金をF君はスタッフの勧めでサラリーローンやクレジットで都合した。スタッフになりなさいと強く勧められているが、F君の親は強く反対している。

必ずしも本部がV団体の系列の占い師を全面的に統括している団体ではないが、全国各地に系列の占い場がある。気軽な気持ちで街頭の看板や宣伝を目にして占いを求める人が「水子の靈がある。先祖の因縁のため不幸になる」などと長時間言われ、こわくなつて数十万円を支払ってしまったという相談がある。

また、特定の団体に属さず個人的に占い場を設けている人物、テレビ・雑誌等で有名になった占い師や霊能力者と称する人物などが、相談に訪れた者に対し、同様の脅迫的説得をして祈祷料や墓石等の代金名下に大金を支払わせたという被害相談も多い。このような特定の霊能力者への帰依が昂じて、親族が止めるのも聞き入れず、死去した夫が残した数億円を献納してしまったという家族からの相談例もある。

Zの教団では、出家の際、現世の全てを捨てさせる建前になっているにもかかわらず、未成年の子がいる場合には子連れでの出家をさせた。この場合、社会的に問題にされたときには「親子の問題」だとして教団は関知しないかのような態度をとったが、実際には子供に執着して出家をためらう信者にも「子連れで出家できる」と出家を勧め、未成年者にはその意思にかかりなく施設に住まわせた。多くの子供達は施設から逃れることを望んでいたが、24時間の監視体制があった上、脱走を試みて失敗した場合、激しい折檻が待っていることを熟知していたため、脱走を試みる

者は少なかった。一旦出家すると親子は隔絶され、子供達だけが集団生活をさせられた。義務教育年齢の子供達を学校に通わせず、教団の教義を教え込む以外には放置に近い状況だった。1日2食の上に極端な粗食、極端な睡眠制限などの生活を強要した結果、同年代の平均身長・体重を大きく下回る子が多くいた。

W団体では、集団生活に入る際、一家全員での入居を勧めていた。入居後は親子が分離され、年齢に応じて全寮生活となる。地元の学校には通わせるものの、課外活動は許されない。

寮内では外部は勿論、親との連絡も制限された。手紙類は事前に世話係に見られ、結果的に団体の外部の親族からの手紙が子供本人に届かないことも少なくなかった。そもそもお金を所有できないため、自由に電話をかけることもできず、逆に外部からの接触についても団体側の判断で制限されることがあった。食事も制限されていたので発育不全も見られた。

また、高校、大学については、学校教育法に定められたものではない設備を内部に有し、本人は希望しないものの親や団体の意向で結局内部に留まらざるを得なかった者もいる。

A女（32歳）は、24歳の時、駅頭でアンケートに応じたことがきっかけで甲教団のビデオセンターに通い始めた。当初は、「宗教とは関係ない」「一般教養などを勉強する所」と教えられていたが、その後甲教団の伝道機関だと知られた時には既にのめり込んでいた。毎日帰宅が遅くなり、時々泊まりがけのセミナーに参加したが、いつも幹部の指示で家族には「職場のサークル活動」「友達と旅行」等と嘘を言い続けた。

半年後に会社を退職して献身（教団の施設に住み込み、24時間教団のために活動すること）した。献身直前には教団のために銀行やサラ金から借りられるだけ借金をさせられた（返済は教団がすることになっていた）。両親に献身のことを告げると猛反対されたため、家出して教団の施設に住み込んだ。教団はA女の両親がA女を連れ戻すことを警戒し、A女の居所を決して家族に教えなかつた。家族が教団に電話をしても「本人が教えたくないと言っている」との理由で取り次がれなかつた。A女は献身した後、毎日戸別訪問での物品販売や街頭での伝道活動に従事した。A女には、着物や絵画の販売会社の従業員として毎月25万円の給与が支払われていることになっていたが、実際にもらったことはなく、毎月小遣いとして1万5000円が支給されていた。

長期間の過酷な生活のために、A女は精神状態のバランスを崩してしまつた。すると教団は、「あなたには献身生活は勤まらないから親元に帰りなさい」と言って、A女を教団から追い出しました。

現在A女は精神科で治療を続いているが、教団で教え込まれた「教義を捨てた者は地獄に墮ちる」などの教えが頭から離れず、恐怖心に支配されており、治療にも支障をきたしている。

教団が約束した金融機関への返済は、途中から行われておらず、サラ金からの催促も来ている。

B男（63歳）は、旅館を経営し、不動産等も多数所有する資産家であるが、2人の娘が戊教団に入信してしまった。そのうち、戊教団は2人の娘を通じてB男に戊教団への入信とお布施を迫るようになったが、B男はこれを拒否していた。すると戊教団幹部らは、B男を教団施設に拉致して入信させた上で多額のお布施をさせることを企て、2人の娘を含む信者らに指示してB男に薬物を投与して昏睡させて、教団施設に拘束した。そこでは信者の医師がB男を「診察」した上で、「脳梗塞」との病名で治療と称して薬物を投与しながら監禁を続けつつ、教義の習得とお布施を迫った。

B男は、「信者になったふりをしなければ帰してもらえない」「このままでは命も狙われかねない」と考え、必死に教義を覚え、完全に信者になりきったように装い、「1100万円お布施する。そのために銀行に行って預金をおろす」ことを約束して初めて帰宅を許された。

50歳のC女は、甲教団の信者である叔母から「運勢を占ってくれる偉い先生がいる。めったに会うことができない先生なのに、あなたのこと話をしたらとても心配して会ってもいいと言ってくれている」と勧められ、鑑定のための道場に連れて行かれた。

偉い先生はC家の家系図を示しながら、「C家は先祖の色情因縁で男が早死する家系。先祖供養して因縁を払わなければ娘さんも不幸になる。C家も断絶する。」と迫られた。確かに先生の言うとおりにC家では夫の父も夫も他の親戚の男性達も早死していることから、C女は恐怖にかられ、また偉い先生の指示に従わなければ娘や一族に不幸が訪れかねないと信じるようになり、偉い先生の要求する献金1000万円を承諾した。

また先祖供養の勉強をするように勧められ、甲教団の信者らが作っている別の教団の道場に通うようになった。そこでも別の「偉い先生」から上記と同様の強迫的文言で脅され、献金（500万円）をさせられた。

3. 被害救済、防止の対策

(1) 各国の取り組み

このような新しい宗教的活動による人権侵害や消費者被害は、世界各国で顕著な現象となっている。これに対して、ヨーロッパ

諸国では先駆的な取り組みがなされている。1984年5月EC議会では、13項目の基準を適用して、各機関の注意を喚起した。フランス国民議会は、超党派でセクト調査委員会を組織し、1995年12月に「フランスにおけるセクト教団」と題する報告をまとめて公表し、関係行政機関に取り組みを勧告した。ベルギー衆議院も調査委員会が136名の証人から事情聴取するなどして、1997年に大部の報告書を刊行した。資料的価値のあるもので、関係行政府の活動指針となっている。EU議会では、再三にわたってこの問題への取り組みの重要性をメンバー国議会、政府に要望する決議をして、情報交換と政策提言に努めている。

この問題は、新しい法律で取り締まるのではなく、税務、公益法人法体系、教育、医療、社会労働福祉、司法警察等による総合的施策と市民団体による啓蒙・相談活動によって積極的に対処しなければならないとして、具体的な取り組みが着手されている。

アメリカ合衆国では、1978年の人民寺院事件など再三の破壊的カルト教団による惨事が発生する都度、連邦及び州議会で公聴会が開かれて対策が検討されてきた。アメリカ弁護士協会（ABA）の心理的身体的障害者法委員会（CMPDL）は、1995年11月「アメリカ社会のカルト、不当威圧・詐欺と不実表示の法的検討」と題する専門的レポートをまとめている。

(2) 日本の実情

1995年3月以降の地下鉄サリン、オウム真理教をめぐる一連の事態を受けて、日本ではどのような対策がなされたであろうか。宗教法人法の一部改正があった。文化庁宗務課は、極めて限られたスタッフで、事実上休止している宗教法人の解散手続に忙殺されるであろう。

東京都生活文化局が1996年3月「靈感・靈視商法等に関する実態調査報告書」をまとめるなど、行政や学界の一部で地道な研究が続けられている。

しかし、この問題についての議会や関係行政機関の対処は、その場しのぎに終始しており、理論的深化も相互の連携もない。捜査機関や地方自治体の対応も未だ慎重にすぎて、事態の深刻さを認識していないように見える。

宗教界や宗教学・宗教社会学等の研究者の問題関心も、社会問題を起こす閉鎖的宗教的組織に内在する金銭上その他の不正行為や人格否定の組織運営の実態を取り上げて具体的な方策を検討する方向に向いていないようである。

マスメディアの取り上げ方も一貫性を欠く。特にテレビ、週刊誌等は、一風変わった組織や行動パターンの団体及びその被害を取り上げて批判することに急で、社会的逸脱の程度を冷静に分析

する視点に欠けている。

(3) 判断基準の提示の目的

日弁連では、1987年からこの問題を調査、検討し、再三にわたってその深刻さと対処の必要性を提言してきた。それによって、個別の被害救済には大いに貢献したと言えよう。しかし、新しい被害防止のための各界での具体的な取り組みのあり方を提示するものとしては不十分であった。

そこで、「宗教的活動にかかる人権侵害についての判断基準」を作成して、弁護士会内にこれを周知すると共に、関係する各方面に提示してその活用及び検討を求めるとした。

幸い、この種問題について基準となり得る判例が相次いでいる。これらは貴重な指針となる。これまでに例のないこの基準をめぐって、各界で検討が進められ、有効に機能することによって、不信な目で見られる傾向のあった宗教全般に対する信頼が高められることを期待したい。

第3. 宗教的活動にかかる人権侵害についての判断基準

反社会的な宗教的活動がもたらす消費者被害等救済のための指針

1. 献金等勧誘活動について

(1) 献金等の勧誘にあたって、次の行為によって本人の自由意思を侵害していないか。

先祖の因縁やたたり、あるいは病気・健康の不安を極度にあって精神的混乱をもたらす。

本人の意思に反して長時間にわたって勧誘する。

多人数により又は閉鎖された場所で強く勧誘する。

相当の考慮期間を認めず、即断即決を求める。

(2) 説得・勧誘の結果献金等した場合、献金後間もない期間（例えば1ヶ月）はその返金の要請に誠意をもって応じているか。

(3) 一生を左右するような献金などをその団体の施設内で生活してきた者がその宗教団体等から離脱する場合においては、その団体は献金などをした者からの返金要請にできる限り誠実に応じているか。

(4) 一定額以上の献金者に対しては、その宗教団体等の財政報告をして、使途について報告しているか。

(5) お布施、献金、祈祷料等名目の如何を問わず、支払額が一定金額以上の場合には受取を証する書面を交付しているか。

2. 信者の勧誘について

(1) 勧誘にあたって、宗教団体等の名称、基本的な教義、信者との基本的任務（特に献金等や実践活動等）を明らかにしている

か。

- (2) 本人の自由意思を侵害する態様で不安感を極度にあおって、信者になるよう長時間勧めたり、宗教的活動を強いて行なわせることがないか。

3. 信者及び職員の処遇

- (1) 献身や出家など施設に泊まり込む信者・職員について

本人と外部の親族や友人、知人との面会、電話、郵便による連絡は保障されているか。

宗教団体等の施設から離れることを希望する者の意思は最大限尊重されるべきであるが、これを妨げていないか。

信者が健康を害した場合、宗教団体等は事由の如何にかかわらず、外部の親族に速やかに連絡をとっているか。

- (2) 宗教団体やその関連の団体・企業などで働く者については、労働基準法や社会保険等の諸法規が遵守されているか。

4. 未成年者、子どもへの配慮

- (1) 宗教団体等は、親権者・法定保護者が反対している場合には、未成年者を長期間施設で共同生活させるような入信を差し控えているか。
- (2) 親権者・法定保護者が、未成年者本人の意思に反して宗教団体等の施設内の共同生活を強制することはないか。
- (3) 子どもが宗教団体等の施設内で共同生活する場合、親権者およびその宗教団体等は、学校教育法上の小中学校で教育を受けさせているか。また、高等教育への就学の機会を妨げていないか。
- (4) 宗教団体等の施設内では、食事、衛生環境について我が国の標準的な水準を確保し、本人にとって到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を確保するよう配慮されているか。

第4. 宗教的活動にかかる人権侵害についての判断基準の解説

1. 判断基準の目的

- (1) 判断基準の性質

この判断基準は、宗教名目の行き過ぎた資金集め活動などによる消費者被害事件および宗教団体または宗教家などによる市民や信者とりわけ未成年者に対する不当な人権侵害に、弁護士が適正に対処し、これらの被害を少しでも抑止できるように作成された。弁護士が本人やその家族から相談を受けたときには是非とも参考にしてほしい。消費者センターをはじめとしてこの種の問題の相談窓口になる機関においても、問題を判断するにあたって参考にしていただきたい。家族、特に子どもが信者になりかかった親族が

その宗教団体等の性格を判断する上で一つの「ものさし」にもなりうるだろう。

この判断基準は、宗教団体等が遵守するべきものとして法律や行政上の措置でこのような内容を制度化するべきだという趣旨で作成されたものではない。勿論この判断基準の内容を立法化すべきであるというものでもない。むしろ立法化は避けるべきである。従って、あくまでも、宗教家や宗教的活動を行っている人および法曹（弁護士、検事、裁判官）、そして市民が、宗教や精神世界に関する諸活動に関連するトラブルや人権侵害事件に直面した時に、その対応を誤らないために、判断の基準を提案したものである。

しかし、この判断基準は考えられる全ての活動を網羅したものではない。宗教的活動と医療の問題や婚姻の自由との関係、地域社会との間で生じるトラブル処理のあり方など、今後検討すべき課題も多い。また、この基準の表現にはかなり含みのある項目が多い。宗教的活動は極めて多様であって、決して一律に論じられない側面がある。持ち込まれた相談事例の性格や本人のおかれられた状況などに即して、柔軟な対処を要することが多いことに留意すべきである。その意味で、この判断基準は今後更に様々な事例の積み重ねを経て、より充実させていく必要がある。

この基準の中には、これに反した場合、法律上も不法行為の成立する可能性があると考えられる場合を列挙したものがある。例えば1(1)、2(2)、3(1)、4(3)(4)などがそれである。従って、これらの項目の基準に反する活動をしている宗教団体や精神世界に関わる活動をしている団体は、法的・社会的問題を生じる余地がある。市民がこの基準に反する活動に近づくとたいへんな被害を被り、人生を大きく誤ることにもなりかねない。

弁護士はこの基準に違反する行為で人権上あるいは財産上の被害にあった市民から相談を受けた場合、宗教関連事案だからという理由で臆することなくその解決や救済のために取り組むべきである。今後、この基準に即した判決や解決事例が集積されて、この分野においてより確固たる社会的コンセンサスが形成されることが望まれる。

(2) 閉鎖的啓発組織に共通の問題

従来の宗教団体の活動とは異なる新しい形態の宗教団体の活動や自己啓発センタ - などの精神世界に関する諸活動が、若者や主婦層を中心に浸透しつつある。一方で、これらの新しい宗教団体等の活動の一部が深刻な消費者被害や人権侵害をもたらし、ひいては家庭を崩壊させる事態を惹起している。

もちろん、ほとんどの宗教団体はこのような判断基準にあては

めて考えるまでもなく、その多方面の活動に何ら問題はない。日本に約18万あるとされる宗教法人や、その外の法人格が認められない宗教団体ならびに精神世界にかかわる組織は真剣に現代社会に生活する我々に心の平穏や豊かさ、そして生きがいを見出すべく尽力されている。ごく一部の団体の反社会的な活動のために宗教全般に対する市民の信頼や信用にいささかでも疑問を生じさせていることはたいへん残念なことである。その意味で、この判断基準は、宗教に名を借りたいきすぎた資金集めや人権侵害の問題に事後的に対処するためのものである。

宗教とは何かについてここで論じることは、「宗教」の意義自体あまりに多種多様であって不可能である。しかし、自らは「宗教ではない」と称している自己啓発セミナーや占い、心理療法、あるいは超能力を売りものにする団体や個人など、精神世界に関わる活動をしている分野でも、時としてこの判断基準に触れる問題が認められる。この種のいわば閉鎖的啓発組織および心や精神世界に関わるサ・ビス提供を旨とする組織についての弁護士への相談も増加する一方である。オウム真理教も発足当初はヨーガのサークルであったことを忘れてはならない。

カリスマ性のある個人を中心に外部の意見や情報を排斥し、とりわけ会員が共同生活を営み、超自然・非科学的な力（特殊能力）を強調する組織においては、社会的に逸脱した違法な行為がその構成員個人や組織の一部で生じないよう、十分留意する必要がある。

このような組織のうち特に社会的逸脱行為が認められる団体は、ヨーロッパではセクト、アメリカではカルトと称される。このような集団を考えるにあたって重要であるのは、その特異な価値観や奇異な行動のみをもって非難するべきではないということである。あくまでその集団が行っている具体的な活動や外形上認められる社会的逸脱の態様および逸脱の程度を重視するべきである。このような問題を考えるうえでもこの判断基準は指針となりうると考えている。

(3) 相談センターの設立

現在、宗教団体や占い、自己啓発セミナー等に関する被害相談の窓口が極めて限られている。これらの問題は従来考えられてきた消費者問題とは異質であり、信教の自由の問題もあるという理由で行政の窓口で十分に対処していないのが現状である。

また、個別の問題に取り組んでいる弁護士や弁護団ではカウンセリング活動まで行うことはできないし、関係の団体以外の問題には全く情報がない。

このため、深刻な悩みをかかえた本人やその家族にとって相談

する場がなく、個人や家庭内で悩みや混乱をつのらせることが多い。

関係諸機関や団体において、このような問題に対処できる相談センターの設立を考えていただきたい。また、全国各地に設置された消費者センター等においては、問題が宗教的であるということだけで、対処を諦めるのではなく、この基準を活用して積極的な対応が望まれる。

1998年11月、財団法人国際宗教研究所内に宗教情報リサーチセンターが設立された。このセンターが今後一般市民からの問い合わせに即応できるような機関になることを期待したい。

前述したとおり、ほとんどの宗教団体は社会的に貢献してその信用と基盤を確立している。しかし、そのような宗教団体等においても、一部の反社会的な活動をする宗教団体等のために宗教界全般への信頼がいささかもゆらぐことのないよう自戒するとともに、被害の防止と紛争の円満な解決のために是非このような方策を検討していただくよう希望する。

2. 判断基準作成にあたっての基本的考え方

(1) 信教の自由とは

信教の自由には、次の3点が含まれると解されている。

内心における信仰の自由

布教や儀式などの宗教活動の自由

宗教的結社の自由

このうち「内心における信仰の自由」は、良心の自由を規定した憲法19条と同様、絶対無制約な自由と解されている。たとえ信仰が淫祠邪教・えせ宗教の類であっても、内心にとどまっている限りは社会との対立は起こりようがないから、国家が特定の宗教を禁止することは憲法上許されない。

しかし、信教の自由は、の対外的な宗教活動の自由をも包含している。この場合は、信仰上の特定の行為が他人の権利や利益を侵害する場合が生じるから、信教の自由は絶対的に保障されることにはならない。の宗教的結社の自由を通して宗教団体の信教の自由が保障される。宗教団体も団体として、
、
の自由を有することになるが、布教や儀式等の宗教活動が外部の権利や利害と対立する場合には、宗教団体としての信教の自由も一定の制約を受けざるをえないことは、個人の信教の自由の場合と同様である。

(2) 個人の信教の自由と宗教団体の信教の自由との調整

ところで個人の持つ自由権が相互に衝突している場合と異なり、宗教団体の自由と個人の自由が衝突する場合には、個人の

自由に比重をおいて考えなければならないことは当然であろう。

そもそも民主主義社会は個人を単位にしている。一方で、現代社会においては組織は巨大化し、個人は組織に対しあまりにも無力である。これを同じ自由だからといって両者の自由を形式的に対等に考えるべきではないだろう。

日本国憲法下ではまず個人の自由が優先し、それを前提にして宗教団体の自由が構築されており、これが逆になるのは本末転倒である。宗教団体の持つ信教の自由はどうあるべきかという問題は、個人の自由の優越性を念頭に置いて議論されなければならない。つまり、の内心における信仰の自由は、の自由に優越する関係にあると同時に、宗教団体の有する信教の自由に優越するものである。具体的な信教の自由の衝突の調整が問題とされる場合には、個人の持つ の自由は、かかる意味において二重に優越するものと考えられなければならない。

3. 資金集めとしての活動上の問題

(1) 献金等の勧誘にあたって、次の行為によって本人の自由意思を侵害していないか。

先祖の因縁やたたりあるいは病気・健康の不安感を極度にあおって、精神的混乱をもたらす。

本人の意思に反して長時間にわたって勧誘する。

多人数によりまたは閉鎖された場所で強く勧誘する。

相当の熟慮期間を認めず、即断即決を求める。

(1) 献金等の勧誘行為をめぐるトラブルが多数発生していることは周知のとおりである。献金等の勧誘行為が、宗教活動の一環として保護されるべきことについて争いはないが、宗教活動の一環であるからといって、全く自由であるわけではない。宗教法人法第86条が「この法律の如何なる規定も、宗教団体が公共の福祉に反した行為をした場合において、他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない。」と定めているのは当然のことである。

献金等勧誘行為が、単に宗教活動を仮装したに過ぎない場合には、外形上宗教活動であることを理由に特別の保護を考える必要は全く無い。場合によっては、詐欺罪に該当することもあり、民事上も詐欺で不法行為が認められた事例もある。

問題は、献金等勧誘行為が勧誘者の宗教心・信仰心から行われたと認められる場合である。

信仰の自由が、心の問題として思想・良心の自由とともに絶対

的保障であることと異なり、献金等の勧誘行為は、外部的な行為であるから、他人の権利・自由と衝突する場合は、その調整のうえで、必要な限度で制限を受ける。

献金行為は、個人の宗教心・信仰心の発露であり、交付者の自由な意思決定に基づく宗教心・信仰心から行われる極めて高邁な行為であるべきである。信仰の自由そのものと同視できる行為であるともいえる。そうだとすれば、本来、献金等勧誘行為は、被勧誘者の自由な意思決定に基づく献金等の交付行為に向けられた活動でなければならず、被勧誘者の自由な意思決定に毫も不当な影響を与えるものであってはならない。換言すれば、被勧誘者の自由な意思決定に不当な影響を与える献金等勧誘行為は、もはや献金等の勧誘行為とは認められない、といえる。宗教団体等には、被勧誘者である交付者の宗教心・信仰心或いは自由意思に基づかない献金については、その受領を拒否する清廉性こそ望まれる。

しかし、実際には、行き過ぎと思われる献金等の勧誘行為が多くのトラブルを引き起こし、社会的な問題となっている。これまで、献金等勧誘行為の問題とした裁判例では、勧誘行為の目的、手段、結果からその違法性を判断している。

すなわち、

- イ) 目的が「専ら利益獲得にある」等、不当な目的の場合、
- ロ) 勧誘行為の方法が社会的相当性を逸脱する場合、
- ハ) 勧誘行為の結果として、多額の献金など被勧誘者が正常な判断を妨げられたと認められる場合には、
献金等勧誘行為は違法の評価を受けるとする。

もとより、宗教は古来人々の人生や将来、死、病気、争いごとなどへの不安を克服するための役割を果たしてきたものもある。人類の滅亡や死後の不安を説き、教祖や指導者の人智を超える特殊な能力を強調する教義も説かれてきた。財産への執着を解くことを説き、時には出家を勧める優れた宗教家もあった（出家の際、教団や宗教家への寄付を勧めたものではないが）。我々は、このような宗教の側面を否定するものではない。

しかしながら、このような不安を説き、特殊な能力を強調する活動が極端化して、当初から献金等をさせる目的をもって、その人の自由意思を侵害する程の態様で献金勧誘活動がなされる場合には、その外形的行為を客観的に判断して違法のそしりを免れないことになるのである。

(1)項の「ないし」は、裁判例で言うところのロ)を類型化したものである。「ないし」の各行為は、仮にその献金等勧誘行為が信者等勧誘する側の熱心な宗教心から行われたとしても、社会的相当性を逸脱しており不适当であると認められる場合である。

(2) 基準1(1)の各項について

項は、被勧誘者の冷静かつ正常な判断力をことさら奪って、本人の自由意思による献金等とは認められない行為類型である。前述のとおり、一般的に宗教的恐怖心から自発的に献金等をする事はあるが、献金等を勧誘する目的でそのような宗教的恐怖心を極度にあおる（例えば、「献金をしなければ子供が事故に遇う。」等）行為は、是認されない。その程度がひどい場合には、恐喝罪にもなる。

特に、病気や健康の不安をあおって献金等を勧誘する行為は、先祖の因縁などの不安をあおる以上に具体的な詐欺性、脅迫性を帯びやすい。明白に詐欺行為であるとして違法性を認めた判例もある。また、本人の適切な医療機関による治療の機会を奪うことにもなりかねない。もちろん、その教義や説教自体の是非を云々するものではないし、あくまでも客観的行為様に基づいて判断されるべきことではあるが、宗教的団体が陥りがちな行為様であり、しかも深刻な被害をもたらしがちであり、特に注意を要する。

項および 項のような行為が行われた場合には、被勧誘者にその場を逃れたい一心で献金等を承諾させてしまう危険性が非常に高い。このような行為の結果なされた献金等は、類型的に本人の真意や信仰心に基づくものとは認められにくい。実際には、 の行為は、同一の機会に行われることが多いと思われるが、被勧誘者を事実上軟禁状態におくものであり、その程度がひどければ、逮捕・監禁罪にもなる。

項は、被勧誘者の求める熟慮期間をおくことや、誰かに相談することを妨げる行為であり、自由意思による献金を勧誘するためには本来不必要な行為である。実際には、 の行為と重複して行われる（例えば、「今ここで、決めなければ、不幸に見舞われる」等）ことがほとんどであるが、そのような場合不当性はより明らかである。

(2) 説得、勧誘等の結果献金等した場合、献金後間もない期間（例えば1ヶ月）は、その返金の要請に限り誠意をもって応じているか。

献金等勧誘行為を受けて献金等をした後、その返還を求めるトラブルが少なくない。

献金は、献金者の宗教心・信仰心の発露であり、自発的な意思に基づく宗教的行為である。献金等が、確固たる宗教心に基づく自由意思に従ってなされる限り、その取消しや返金要請が短期間

のうちにあるとは思われない。取消しや返金要請があるのは、献金者の真意に基づかないものであったり、献金者に疑惑や後悔の念があるからである。短期間のうちに返金を求めるのは、上記判断基準(1)の不当な献金等勧誘行為やその他の社会的相当性を逸脱した勧誘がなされたことを強く推認させる。

従って、事前には、判断基準(1)を遵守するとともに、事後的には、献金者の返金要請には、事案の内容にかかわらず誠意をもって応じることが期待される。

献金や布施は本来無償行為である。営利を目的としていない宗教団体としては、献金後間もない返金要請に対しては、これが献金者の真意に基づかない献金等や確固たる信念に基づかないでなされたものとみなして、誠意をもって応じることが望まれる。

但し、この期間を経過したからといって返金要請に応じる必要がないというものではない。

- (3) 一生を左右するような献金などをして、その団体の施設内で生活してきた者が、その宗教団体等から離脱する場合においては、その団体は献金などをした者からの返金要請にできる限り誠実に応じているか。

出家や献身と呼称される宗教的活動には、それまで信者の帰属していた社会的関わりを離脱し、家族や親族らとの関わりを絶つて、専従的に宗教団体等のために働き、宗教団体等の施設において生活をするという形態を取るものがある。その場合、あらかじめその人の社会的生活の基盤を形成してきた資産のほとんどをその宗教団体等にゆだねてしまうことも珍しくない。形式的に出家とか献身に至らない場合であっても、長期的継続的に宗教団体等と密接な関わりを維持するため、社会生活に必要な資金や物資のほとんどを宗教団体等に提供させている例もある。本項で問題にしているのは、このような場合の財産提供であって、一般の信者がその真意に基づいて自ら申し出て多額の私財を宗教団体等に寄贈して、なお一般社会で生活を続ける場合について論じているものではない。

出家や献身をするよう勧誘しつつ、宗教団体等が信者の財産の提供を求めるのは、一方において世俗との関わりを断つて信仰心の純化と高揚を図る作用があるが、他方において信者が再び社会的生活に復帰しようと考える場合には、その実現を著しく困難となってしまう。信者がいったん生活基盤の重要な部分を宗教団体等に渡してしまうことは、自らを一般社会に帰る余地を無くすことによって、後戻りできない窮地におい込むことになり、宗教団体

等から離脱しようとしてもそれを困難にする。たとえ離脱を決断したとしても、実際には住むところや仕事・生活資金がない状況におかれたままではあまりに過酷である。更には、宗教団体等の外部では实际上生活できない立場になっているために、その宗教団体等とやむを得ず関わりを持ち続けているという、変則的な事態を発生させている場合もある。

信者がいったん宗教団体等と一定の関わりを持ち始めてもその人の自由な判断で宗教団体等からの離脱の是非が決せられるよう配慮されなければならない。少なくともその団体を離れたくとも、資金も資材もないために離れることができないという事態をことさら作り出すことは是認しがたい。また、離脱後の社会復帰に際しても、その人の生活基盤を形成していた財産については、可能な限りその団体から返還されるべきである。

たとえば、出家や献身してから間もない期間内であれば、贈与の意思が有效地に取消されたものとして、出家・献身の際に宗教団体等に提供された資産は無条件で返還されるべきである。また、3年等の合理的な期間内であれば、出家・献身の間の通常人が生活するために必要な一定費用など合理的な金額をその団体に提供した財産から差し引いて返還することが、事情変更の法理などに鑑みても望まれるところである。

そのことによって、将来の生活の不安などに脅かされることなく、宗教団体等からの離脱の是非を考えられる真の信教の自由が保証されることになる。

(4) 一定額以上の献金者に対してはその宗教団体等の財政報告をして、使途について報告しているか。

(1) 宗教法人は公益法人等としてその事業内容が収益事業に該当しない限り、その所得に対して課税されない。また、宗教法人が一定の収益事業に従事した場合にも軽減税率が適用され、固定資産税や都市計画税については一定の範囲で免除されるなど特別優遇されている。しかし、一方においてこれらの制度を濫用し、宗教法人が不動産開発事業をてがけたり、風俗店の営業をしたりして、その乱脈な活動が問題になったり、暴力団や悪徳商法を行なう会社が脱税目的で宗教法人の設立を企図する等の事件がしばしば報道されている。このようなことから宗教法人等に対する前述した税制優遇措置自体に批判の声があがっている。

宗教法人法第25条の改正によって、一定規模以上の宗教法人は財産目録及び収支計算書を作成し、備付けることが義務付けられた。また、宗教法人は信者その他の利害関係人であって法に定

められた書類または帳簿(財産目録及び収支計算書等)を閲覧することについて正当な利益があり、かつその閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があった時はこれを閲覧させなければならないことになった。宗教法人の宗教活動に対して直接行政等が介入すべきでないことは当然であるが、少なくとも法人の財務会計等の管理運営の側面について民主的運営と透明性を高めるべきであるとする視点から改正されたものである。

- (2) 一定額以上(各宗教団体の規模・信者の実態等の実情に応じて個別に検討されるべきものである)の献金者は、信者ないし利害関係人として上記の閲覧請求の正当な利益を有する者であると解される。改正法第25条3項でいう利害関係人には、前述した相当金額以上の献金者も含まれると考えられる。本改正前においても宗教法人である寺及び権利能力なき社団である檀信徒会に対する檀徒の会計帳簿の閲覧・謄写請求をこれに関する規定がないことを理由に拒否することはできないとした判例がある(東京高判平成6年3月23日)。利害関係人の範囲を不当に狭く解釈して、献金等した者のその使途について知る権利を制限することになつてはならない。

宗教団体等は、このような信者等の請求を待って法に定めた事項のみを報告するのではなく、自ら積極的に献金等の使途について具体的に報告すべきである。信者その他の利害関係者に対する財政報告を宗教団体等が自ら積極的に行うことによって、宗教団体等が信者の支持と信頼によって維持されるべきであるという宗教団体等の民主的運営と透明性を高めることができる。さらに自己の運命をその宗教団体等に託すことができるか否か客観的判断の材料とすることも可能となる。不本意な「献身」「出家」による被害を未然に防ぐことにもなるのである。

特に、一定の目的をもって集められた献金、たとえば、特定の寺院建立目的あるいは特定施設の援助のための献金などの場合は、その使途の内容・決算等を献金者にその個別の事業ごとに報告する必要があるとすべきである。このことによって献金の目的に反する献金の流用や宗教団体等としてふさわしくない不正な目的への使用を防ぎ、宗教団体等の透明性を高めてその社会的信頼と信者の信頼を確実なものとすることができます。

宗教団体等による宗教的名目を標榜するいきすぎた資金集めが横行し、更に集めた資金が本当に宗教活動のために利用されているか否か疑わしい場合が少なくない。信者・献金者さえ集められた資金使途の実態を知らされない場合が多い現況もある。このような実情が本項目の実施によって是正されることが必要である。

(5) お布施、献金、祈祷料等名目の如何を問わず、支払額が一定金額以上の場合には受取を証する書面を交付しているか。

- (1) 献身・出家などに伴って多額の献金をした者が、後にこれを取り戻す必要が生じても、献金したお金は本来の宗教活動のために宗教法人に交付されたものなのか、一定の収益事業のためのものなのか、あるいは宗教法人とは関係のない事業主体に交付されたものか献金の趣旨があいまいなことがある。その上、宗教法人、その支部、幹部個人あるいは関連の営利企業等の内一体誰が受け取りの主体であるのか明確でないため、献金の返還を求める相手方を特定しがたい事態まで発生している。前項で述べたとおり、宗教法人に与えられた税制優遇制度を故意に悪用して献金等の受領者をことさらあいまいにしている例も見うけられる。一方返還を求められた方も、宗教法人が献金等を受領したことを否定し、信徒団体が勝手に受領したものであるとか、関連の出版会社などの別法人の企業が受領したものであるなどと言い逃れをして、返還請求を免れようとしている事例がある。
- (2) 確かに、賽銭箱に投げ入れられるような場合には、献金者の匿名性や受取証交付を要求しないことが前提となっていると考えられる。このような場合には、金額もそれほど多額でなく、献金等した者の特定も不可能であろうから、領収証交付は不必要であろう。しかし、多額の献金に対してさえ受取証を交付しない実情自体が宗教そのものへの不信につながっている面も否定しがたい。
- 献金はもともと対価を求める宗教行為の本質的要素であって、受取証という金銭交付の証拠を求める世俗的行為とは相容れないものであると主張されてきた事実も否定し難い。また、献金等は、神や仏などへの布施・喜捨であって、個人や宗教団体等が直接受け取るものではないという宗教上の理念を強調する意見もある。しかし、受取証を交付することは上記宗教行為の本質と特段矛盾するものとは考えられない。受取証の発行は、献金等と受領した団体の何らかの行為との対価性を直ちに意味するものでないからである。宗教行為の高貴性は受取証の交付のような単純な事務的行為によって何ら搖らぐものではないはずである。団体の受取証を受け取った献金者としては、その受領によってその団体への信頼を高めるのではないだろうか。受取証を発行することによって献金を受ける組織が明確になる。献金を受けたのは宗教法人か単なる信徒団体なのか、あるいは宗教法人の宗教活動ではなく他の事業主体の収益につながるものかなどを明らかにすることができます

る。ちなみに、民法第486条は支払者の受領証書請求権を認めている。

(3) 従って、たとえ献金者からの請求がなかったとしても一定金額以上（一律に定めることはできないが、各教団及びその信者の規模・実情に応じて個別に内部基準を定めることが望ましい）の献金者に対しては、受領主体を明らかにするため受取証を当然に交付すべきである。受取証の交付がなされることによって、献金をめぐる適正な処理を促すことになり、ひいては宗教団体等の財政の明朗さを確立することになって、宗教団体等に対する社会的信頼の増大につながることが期待される。受取証が交付されることがルール化されれば、宗教団体等の経理の透明化が一層すすみ、献金の使途などについての紛争を未然に防ぐこともできるようになるであろう。

4. 信者・会員の勧誘について

(1) 勧誘にあたって、宗教団体の名称、基本的な教義、信者としての基本的任務（特に献金等や実践活動等）を明らかにしているか。

(1) 宗教的自己決定権

既に述べたとおり、信教の自由のうち、内心における信仰の自由は絶対的なものである。どんな宗教をどのような理由で選択しようとその限りにおいて自由である。内心における宗教上の自己決定権は、憲法に基礎を置く最も重要な基本的権利なのである。

自衛官合祀拒否訴訟最高裁大法廷判決（昭和63年6月1日）は、私人間における特定の宗教の強制は信教の自由の侵害となり得ることを明言しており、「その態様、程度が社会的に許容し得る限度を超える」布教活動によって宗教上の自己決定権が侵害されたときは民事上も不法行為が成立する可能性を認めている。

ベルギーダイヤモンド事件広島地判（平成3年3月25日、判例タイムズ858号202頁）は、「冷静で合理的な判断を基本的に保障した上で、・・・選択の自由が、守られるべき利益として法的考察の対象となり得る。・・・そのこと自体を損害（法的に守られるべき法益の侵害）として把握する」と述べ、財産的権利についての選択の自由、即ち自己決定権を侵害すれば不法行為が成立するとしている。

そうであるならば、より人間にとて本源的権利である精神的自由としての信教の自由についての自己決定権は、財産的自由以上に強く権利性が認められるというべきである。

(2) 宗教的自己決定権の前提としてのインフォームド・コンセント
ところが現実には、信者勧誘に特に熱心な宗教団体等において、街頭での声かけや戸別訪問の際、宗教団体等への勧誘目的でアプローチしていることをことさら隠したり、その団体の名称を秘している例が見うけられる。また、信者になった場合にはどのような信者としての奉仕活動や日常生活における負担、特に金銭上の負担があるかについて偽って勧誘している事例もある。

勿論、悩み事を抱える市民が自ら宗教団体等の施設に赴いて救いを求めたり、知人の悩みを解決してやるために団体名等を明示した上で、その組織の牧師等スタッフとの面会を取り次ぐ等の行為は、本項において何ら問題となるものはない。問題は、ことさら正体を隠した勧誘方法によって、勧誘される側が気付いた時に、特定の宗教団体等の教理や組織活動に精神的にまた人間関係等の面で抜き差しならない状態になっており、教団の名称やその活動を知らされても離脱困難な情況に追い込まれているような勧誘が、組織的になされる場合である。

宗教に勧誘される消費者としては、どのような教義ないし宗教団体か、信仰生活の内容はどのようなものか等を知らずしては自由かつ適格な宗教上の決定をなし得ない。

従って布教者としては、布教活動であることをことさら隠すようなことがあってはならないことはもちろんのこと、布教に際し相手方にこれらの点を説明し、相手方に布教されることの同意を求めるべきである。

この理は、医療行為における「インフォームド・コンセント（説明と同意）」の法理と同じ基盤に立つ。一方は生命・身体に関し、他方は精神的・宗教的自由に関するという違いはあるにせよ、ともに個人の重要な本源的法益に関するその帰属主体の決定権 = 人格権を重視するという点で共通のものがある。インフォームド・コンセント法理の先進国であるアメリカのカリフォルニア州最高裁（大法廷判決 1988年10月17日）は、元信者が統一教会に損害賠償を請求した事件につき、被布教者の認識と同意を得ずに強度の説得にさらす行為が詐欺に該当するか否かについて司法審査を受けるとした。1984年5月、ヨーロッパ議会本会議は、「宗教団体に与えられた保障の下で活動している新しい組織による様々な法の侵害に対するヨーロッパ共同体加盟諸国による共同の対応に関する決議」（E C 決議）を採択し、そこでは宗教団体の評価・判断基準として後述する 13 の基準を示している。その基準には、「入信の勧誘の間は、その運動の名称及び主義が、常に直ちに明らかにされなくてはならない。」と明記している。

(2) 本人の自由意思を侵害する態様で不安感を極度にあおつて、信者になるよう長時間勧めたり、宗教的活動を強いて行わせることがないか。

(1) 自由意思とは何か

内心における信教の自由への働きかけが、どの程度強引で脅迫的、詐欺的な場合に違法性を有するかという問題については、いまだ明確な判例は出ていない。しかし、財産的被害に関する多くの判例はこの問題を考える際に大変参考になる（例えば、末尾注6の判決参照）。

本来自己責任は、自由意思が満足される環境において生ずるものである。刑法は、自由意思の生ずる余地のない心神喪失者の犯罪は無罪としているし、民法上意思能力のない者の行為は無効である。「インフォームド・コンセント」が問題となるのは、適切な説明と情報が与えられない状態では、本人に選択の自由がなく、自己責任を問い合わせないからである。

更に進んで法はこの自由意思の環境を他人が意図的に操作した場合の問題についてどのように考えているのか。刑法に詐欺罪・恐喝罪という犯罪がある。人をだましたり脅したりして資金を提供させる場合に生ずる犯罪である。その適用要件は、前者は、欺罔行為 錯誤 財産処分行動であり、後者は、恐喝 畏怖 財産処分行動である。この錯誤や畏怖を生じている精神状態による財産処分も、厳密にいえばその人の意思表示の結果である。しかし法はこれらの他人の精神操作を自由意思の重大な脅威ととらえ違法と評価している。刑法は暴行脅迫により人に義務なき行為を行わせる強要罪などの罪も犯罪として類型化している。

更に判例は嫌がらせ電話で神経衰弱にさせた行為を傷害罪としている（東京地判昭和54年8月10日）。本人の了解なしに催眠術など精神的な作用を施すことは傷害罪ないし暴行罪にあたるとする学説もある。

(2) 自由意思への重大な脅威としての精神操作

靈感商法は、詐欺・脅迫的手口で市民から資金を提供させる行為である。末尾の資料で紹介するとおり複数の判例が、靈感商法と同様な手口による献金勧誘行為について、既に違法性を認定している（平成6年5月27日福岡地裁判決など）。

いわゆる「マインドコントロール」という用語は、未だ法律的な評価の定まったものではないが、広く知られるようになった。この「マインドコントロール」は、単なる一過性の詐欺・恐喝と異なり、特定の組織活動に取り込む目的に基づいて巧妙かつ執拗

な長期間にわたる精神操作がなされることをいうとされている。このような巧妙かつ目的意識的な長期間にわたる精神操作によつて、人の意思や感情・行動を相当程度支配することができることが論じられている。現に、救いを得るために宗教団体等のために労働力を提供してその活動に邁進すること、すなわち「献身」（出家）するしかないと思い込ませる精神操作の問題が論じられている。ある意味で、財産を提供させるための靈感商法等の行為以上に精神操作による被害は深刻である。文字どおり献身は、違法な献金強要行為の延長線上にある「身体献納強要行為」と言えよう。

(3) 現在の判例の到達点

前記の自衛官合祀拒否訴訟最高裁判決は、「強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害する」場合に法的保護が認められ得ることを説いている。また、前述したように、宗教法人法第86条では「宗教団体が公共の福祉に反した行為をした場合において他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない。」と定めている。

従って、宗教活動自体ないしこれに伴う行為が刑法に触れたり私法の規定に反し、ないしは公序良俗に反したりすれば、それらの法令によって違法評価を受けることは当然である。

監禁して入信を求めたり、薬物による精神的肉体的影響を利用して入信させるなどの行為は、その態様から見て当然違法性が認められるべきである。催眠術的手法を利用した布教も同様に論じられるべきである。

財産的な自己決定権が問題とされた前記ベルギーダイヤモンド事件（広島高判平成5年7月16日 判例タイムズ858号198頁）は、「催眠術的手法」による勧誘を違法としている。勧誘に従わないときは「天罰が下る」など不利益を告知した場合にも、その行為態様が悪質な場合、「ことさら不利益や害悪を告知することによる布教活動」として違法とされるべき場合もあると考えられる。

この問題について、名古屋地裁平成10年3月26日判決は某教団への入信あるいは献身について「社会的相当性を欠くとまではいえない」として違法性を認めなかった。この判決ではマインドコントロールはそれ程効果のあるものではないとして、信者の「宗教的決断」としての要素を重視している。同一教団についての献金勧誘行為について、奈良地裁平成9年4月16日が、「献金勧誘システムは不公正な方法を用い、教化の過程を経てその批判力を衰退させるものと言わざるを得ず、違法」としてシステムとしての献金勧誘行為の違法性を認めたことと著しく立場を異に

している。

フランスの例であるが、ある宗教団体が、宗教活動等の勧誘・説得を行い、その結果、信者が自殺するに至った例について、宗教団体の支部幹部らに対して、有罪とし、損害賠償責任を認めた例があり、参考になる（第5.資料のフランスリヨン事件判決）。

今後の論議が待たれるところである。

前述した献金についての判断基準1(1)の「ないし」に該当するような行為態様によって、本人の自由意思によるものと認めがたい方法で入信を説得したり、入信した信者を組織的な教団の活動や幹部の指示する行為にかりたてることが、違法性を有することがある。このような方法での勧誘や活動の強制は抑止されるべきである。

5. 信者及び職員の処遇

(1) 献身や出家など施設に泊まり込む信者・職員について
本人と外部の親族や友人、知人との面会、電話、郵便による連絡は保障されているか。

宗教団体等の施設から離れることを希望する者の意
思は最大限尊重されるべきであるが、これを妨げてい
ないか。

信者が健康を害した場合、宗教団体等は事由の如何
にかかわらず、外部の親族に速やかに連絡をとっている
か。

(1) 本人からの連絡

宗教団体等の施設に居住している信者が外部の親族等に連絡する自由は、それ自体人間にとって重要な権利であると同時に、脱会や還俗（あるいは献身生活から通教に戻る）の自由を保障する前提となるものである。本人が外部の親族等と自由に連絡できる状態が確保されていなければ、本人の自由意思・自由な判断に基づいた行動が継続しているとは客観的には認め難い。

これまでに報告されている事案では、「修練会の期間中、外部への電話は禁止、緊急の場合も班長の許可を要する」「家族等との連絡は修行の妨げになる」として、親族等への連絡を直接禁止する場合や、「ホームの中の唯一の電話が幹部信者の部屋の前にあり、会話の内容を聞かれてしまう」など事実上自由な連絡ができない場合があった。

仏教（密教）系の教団の僧侶の修業等の場合、修業内容の特殊性やあるいは修行僧が修業に集中できるようにするために、一定

期間外部との連絡を遮断したうえで修業させる場合がある。しかし、そのような場合には、本人が事前に親族等に対して十分に趣旨を説明し、その了解を得て行われているので問題は生じない。少なくともこのような配慮が不可欠である。

(2) 外部からの連絡

外部の親族等からの本人への連絡の自由が確保されていることも、上記と同様に、不可欠である。信者が外部から直接連絡できない状態に置かれている場合に、本人の自由意思・自由な判断が妨げられていると考えるべきことも多い。親族との連絡さえ保障しないような宗教団体等の施設内での活動は、客観的冷静に判断すれば、本人にとってとりかえしのつかない人生の選択を誤らせる可能性がある。本人と家族との埋めがたい意識のズレが生じ、ひいては家庭崩壊の原因ともなる。

外部からの本人への連絡の場合は本人が外部に連絡する場合と異なり、閉鎖的な宗教団体等は、「本人が取り次いで欲しくないと言っている」「本人が住所を教えたくないと言っている」等として、家族等に対して直接の連絡や取次ぎを拒否する場合が多い。

この場合、信者本人も、外部の情報や意見を遮断した環境下での教え込みの結果、宗教団体等が信者の家族にそのように対応することを予め承諾している場合もある。献身した信者が家族に住所や直接の連絡先を教えず、「教会に連絡してくれれば、自分のほうから電話をいれるから」と家族に説明するよう教育されている団体さえある。オウム真理教の出家信者の多くも家族に住所や連絡先を教えず、手紙についても“教団側がまず開披し、修行の妨げになる内容が書かれている場合には、本人に見せずに処分してよい”との約束をさせられていた。しかし、このような信者本人の「承諾」や「希望」は本人と本人の家族との個別な関係を原因として本人が自発的に希望したものではなく教団の目的（信者が離れることを防ぐ）のために、信者が外部と直接接触することをできるだけ制限しようとする教団の都合のための、教団の方針に基づくものである場合がほとんどである。このような対応をしている宗教団体等は、信者の自由意思・自由な判断を妨害しているものというべきである。

また、このような場合には、家族と面会したくない、電話に出たくない、あるいは住所を教えたくない等の対応が、信者本人の自発的意思に基づく場合であっても、本人のそのような意思（希望）は本人自身が直接家族に伝えるようにすべきである。

このような不測の外部からの連絡で修行等を妨げられないようにするためには、本人は予め施設内での修行等の内容やその期間を親族に十分説明しておくことが望まれる。

(3) 組織からの離脱の自由の保障

一旦入信していた信者が、その宗教団体等からの離脱を希望する場合に、宗教上の信念からそれを引き留めようとして、トラブルが生じることも少なくない。オウム真理教のように薬物を使ってその意思をコントロールしようとしたり、コンテナや個室に監禁したり、果ては殺人まで犯すようなことは言語道断である。また、多数の信者が、離脱を希望する信者を長時間にわたり「説得」するという場合に、監禁罪が成立しかねない事案も少なからず存在する。このようなトラブルを未然に防ぐためには、宗教団体等からの離脱を希望する者に対しては、一旦、団体の束縛から解放し、本人の完全な自由意思を確保することが必要であり、これを妨げるような行為は厳に慎むべきである。もし、説得あるいは話し合いが必要であるならば、完全な自由意思を回復させた上で、単独ないし少人数の者が、本人のフィールド内でその自由意思を侵害しない態様による話し合いにとどめるべきである。

また、宗教団体等から離脱して関係を切るという希望ではなくとも、「修行」や一定の地位（例えば専従活動家）をやめたり放棄することについても、同様に一旦宗教上の束縛から解放して、本人の完全な自由意思を確保した状況のもとで、必要に応じ話し合いを行うべきである。

個人の宗教団体等への帰属や組織活動への参加等についての意思決定は、本人の自由意思に基づく任意な形で本人が決定すべきことであって、団体やその幹部が強制と見られるような方法をとってはならないのである。

(4) 団体生活者の健康の確保

人間の生命・健康は、本人だけではなく、親密な関係を持つ親族にとっても重大な関係がある事項である。他方、一定の宗教上の理由により、生命・健康に対する考え方も多様である。宗教団体等の施設内で生活・行動している際に信者が健康を害した場合に、どのような対処をするかということは、たとえ各団体独自の考え方があるとしても、その宗教団体等が独自に決定することではなく、本人あるいは親族の意向を十分尊重して決定すべきことである。そして、本人の意見が宗教団体等の意見と一致していたとしても、何が合理的な対処方法であるのかということは、外部の意見をも交えて決定されるべきことである。本人の意思が事前に明確に表明されていたとしても、それが片寄った情報のみに基づくものであるならば、真の意味で自由な意思表明とは認め難い。そのためにも、外部の親族等の意見を交えて、意思決定すべきである。

そして、もし、本人の意思が確認できないような場合には、親

族が方針を決定すべきものであることは言うまでもない。このような機会を確保するためにも、親族等に対して、その情報が知られるべきである。

宗教団体等が、本人や親族の意思を無視して、病気もしくは怪我などで生命の危険があるのに、その対処を怠り、あるいは不合理な措置しかとらなかったとき、保護義務を尽くさなかったものとして、保護責任者遺棄罪や（業務上）過失致死傷罪等に問われる場合もあり得る。

(2) 宗教団体やその関連の団体・企業などで働く者については、労働基準法や社会保険等の諸法規が遵守されているか。

ここで問題にしているのは、宗教団体等が信者や会員に違法・不当に労働力を搾取するような事例が多発していることに対処するためのものである。

宗教団体やその関連企業の職員についても労働基準法や社会保険等の諸法規が遵守されるべきは当然である。

献身や出家と称して、信者の多くを教団施設に居住させ、従前の社会での仕事を辞めさせて、教団の職務に従事させる教団の場合、教団の職員と一般信者との区別が全くなきか、あるいは曖昧であり労働者としての身分や待遇の保障が全くなされていない場合が多い。

宗教団体の信者の教団施設における仕事が労働契約に基づくものであるか宗教上の奉仕活動に過ぎないのかの区別について、労働省労働基準局長通達（昭和27年2月5日基発49号）は、

宗教上の儀式、布教等に従事する者、教師、僧職者等で修業中の者、信者であって何らの給与を受けず奉仕する者等は労働基準法上の労働者ではないこと。

一般的企業の労働者と同様に、労働契約に基づき、労務を提供し、賃金を受ける者は、労働基準法上の労働者であること。

宗教上の奉仕乃至修業であるという信念に基づいて一般的労働者と同様の勤務に服し賃金を受けている者については、具体的な労働条件就中給与の額、支給方法等を一般的企業のそれと比較し、個々の事例について実情に即して判断されたいこと。

としており、この判断基準に従った裁判例（松山地裁今治支部平成8年3月14日判決）もある。

しかし、この基準によれば、労働条件が劣悪な者である程、その権利保護が働かないことになってしまう。真実修行に終始している者について、労働者性が認められないことはありうるとしても、宗教上の奉仕ないし修業であることを口実として無給の労働

奉仕を強制することは極めて問題がある。労働省の上記通達によると、一般の企業の労働者と比べて労働条件が著しく劣悪で、給与が著しく低額であるような場合には、労働者性が否定されることになりかねず、権利保護に欠けるおそれがある。

僧侶等の聖職者や純粹に修行中の者はともかくとして、一般的な信者を相当長期間にわたって教団の仕事に従事させる場合には、宗教上の奉仕としての側面が存在する場合であっても、できるだけ労働者性を肯定したうえで（即ち、労働基準法の適用を認め）、不当な権利侵害が行われることのないように取り扱う配慮が必要である。

また、宗教団体が、営利企業を設立し信者を従業員として採用する場合、労働基準法等の諸法規が守られていないというだけでなく、信者に給料が全く支給されず（税務処理上、支給されたことになっているが）、その分が教団の収入・資金となっていくケースが報告されている（統一教会やオウムの場合）。このようなケースの場合、種々の法令に違反しており、しかも信者の人権も踏みにじられているのであるから、司法上、行政上（特に税務）の対応（摘発）が必要であろう。

6. 未成年者、子どもへの配慮

(1) 宗教団体等は、親権者・法定保護者が反対している場合には、未成年者を長期間施設内で共同生活させるような入信を差し控えているか。

これは、前記 E C 決議 a 「未成年者は、その人生を決定してしまうような正式の長期献身を行うように勧誘されてはならない。」と同趣旨の基準であるが、特に親権者や法定保護者の意思と未成年者の意思や宗教団体等の利害が対立した場合の調整の問題である。

オウム真理教などでは、中高生を含む未成年者に強引な勧誘活動や欺罔を含む勧誘活動を行い、「出家」「献身」と称してこれらの施設に生活させ、親権者らとの接触を自ら断たせるだけでなく、親権者からの所在確認の問合せにもまともに応対せず、親権者からの接触を拒み続けた結果、未成年者が様々な犯罪活動に加担させていた事が明らかとなった。

宗教団体及び精神世界への教え込みや感化を旨とする団体等の施設に未成年者を住み込ませるような場合、容易にその感化を受けて社会規範を逸脱するなど深刻な問題を惹起しかねない。但し、以下の項目では宗教団体等が運営するものであっても法律上学校

の施設と認められた場所での議論は除外している。

未成年者への布教活動については、未成年者固有の権利への配慮がなされなければならない。児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）第14条2項には、「締約国は、児童が1の権利（思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利）を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する」とあり、親権者または法定保護者が第一次的にその未成年者の宗教問題について権利と義務を有するのである。

さらに、同項に言う「その発達しつつある能力に適合する方法」とは、第三者はもちろん、親権者でさえ、未成年者の決定を左右することが親権の権利濫用として許されない場合が生じると解釈される。しかも、未成年者が未熟であればあるほど、すなわち原則として低年齢であるほど、親権者や第三者が勝手に未成年者の宗教的立場を決定してはいけないのである。このことを、未成年者において「権利として保有しながらも、将来、成熟した判断能力を備えた段階で権利行使ができるように、未成熟な段階ではとりあえず権利を棚上げにし、その権利が十分に行使できるようになる条件整備を要求する権利」という意味で未成年者の「保管状態にある権利」と呼ぶこともある。欧米では、宗教教育参加決定権を表明できる年齢は18歳ないし14歳とかなり高年齢に設定されている。

もちろん、未成年者であっても、その信教の自由は尊重されなければならない。未成年者がその自由意思で特定の教義を信じ、行事に参加することは、特に高等教育の年代の場合、特別の事情がない限り、その親といつてもこれを禁止することはできない。しかしながら、未成年者の人生を決定してしまうような長期間の施設内での共同生活をするような場合には、特段の配慮が必要であろう。ともすれば判断能力が乏しく、社会的経験を経ていないことから、共同生活を経る中で指導者の教えや指示を熱狂的に受け入れてしまったり、未成年者に早々と成人後の人生を決定づけさせてしまうことになりかねない。未成年のうちから他の情報を遮断し、情報へのアクセスを断ち切ることになってしまうことは、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）第17条にも反することとなろう。

(2) 親権者・法定保護者が、未成年者本人の意思に反して宗教団体等の施設内の共同生活を強制することはないか。

これは、未成年者の意思と親権者等の意思や宗教団体等の利害

が対立した場合の調整の問題である。

オウム真理教において、出家者となった親（多くは母親）が、未成年者をその意思に問わらずオウム真理教の施設に連れ込んで共同生活を強制し、その結果未成年者が様々な犯罪行為に加担させられたり、その意思に反した行為を強制されたり、また外部からの情報・外部との接觸を遮断された環境下での生活を強いられた結果として心身ともに未成熟となり結果として児童相談所の保護を要するに至ったことに教訓を得ている。

本来、未成年者にも宗教的自己決定権が認められるべきである。前述の「保管状態にある権利」の考え方からしても、未成年者がいかなる宗教を信じるか信じないかということは、本人の成長を待って、未成年者自身に自己決定させるべき問題である。

もちろん、幼児施設などの例を引くまでもなく、親など監護者の下で養育される立場の幼児がその監護者に連れられて宗教団体等の行事に参加し、教義を学ぶことを否定するものではない。むしろ各教団などにとっては、その信者の子弟である未成年者の意思に反することなく、どのようにして親等の信仰を子弟に承継していくかは重大な関心事であろう。生きがいを見出せず非行化の傾向のある未成年者を宗教施設での研修を受けさせることによって新たな生き方を見出すきっかけを与えることになる場合もありうる。その意味で学校の休みの期間中などに一定期間の研修がなされることもありうるだろう。

このような局面では、むしろ幼児の父と母の意見が異なる場合の意見の調整、あるいは父や母が明らかに子の福祉にとって望ましくない施設内での共同生活を子どもにさせていることが認められる場合の親権の濫用のチェックのあり方が問題になるであろう。

しかしながら、単なる入信や一定期間の研修に止まらず、判断能力の乏しい未成年者の意思に反して宗教団体等の施設内に住まわせて共同生活をさせることは、いかに親権者・法定保護者と言えども許されないと言わねばならない（宗教的生活を子どもに強いることが権利の濫用に該るとした判例として、名古屋地判昭和63・4・18判タ682号212頁）。

(3) 子どもが宗教団体等の施設内で共同生活する場合、親権者およびその宗教団体等は、学校教育法の小・中学校で教育を受けさせせているか。また高等教育への就学の機会を妨げていないか。

オウム真理教だけでなく、他の宗教団体等でも、団体の指示により子どもたちを学校に就学させないという事態が起こり、地元

住民、教育機関などとの軋轢を生んでいる。特にオウム真理教のケースでは就学児童が教育的ネグレクトを含む種々のネグレクト（放置・遺棄されること）を受けており、結果的に教団内部社会以外の社会生活を受ける訓練がほとんどされていなかったことが明らかになっている。

児童（子ども）の権利条約28条1項は、「締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため」、特に、次の3項の遵守を求めている。

- a . 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
- b . 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
- c . すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

また日本国憲法第26条2項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。」と定めている。

このような諸規定に照らして、前述した事態は到底容認し難いものであることは当然であり、保護者は本項の基準に即した配慮を求められる。

親権者と同様の配慮が必要だと考えたのは、宗教団体等の施設内に共同生活する親権者・法定保護者にとっては、当該宗教団体等の指示がなければその子の就学のあり方などについても決定できず、したがってその宗教団体等の指導が必要な場合もありうるからである。また子どもたちに教育を受けさせる義務は国民すべてに課せられた義務であること（憲法26条2項）からも、このような配慮をすることが求められる。

但し、近時いわゆる不登校児の問題との関係で、形式的に小・中学校に行かせればよい、あるいは親には登校させるべき義務があるという意見に対して、深刻な疑念が提起されている。むしろこのような形式論に対して消極的な立場への理解が必要であろう。しかしながら、このような議論を逆用して、特定の宗教団体等の利益のために子どもの教育を受ける権利が危機に瀕するこがあることはならない。

なお、高等学校就学年齢の子どもについては、上記児童の権利条約28条1項Cと同様の考え方に基づいて、その子どもの能力

や適性、および本人の意思に即して、金銭面、生活面において高等学校等の高等教育の機会を得られるよう配慮すべきである。

(4) 宗教団体等の施設内では、食事、衛生環境について我が国の標準的な水準を確保し、本人にとって到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を確保するよう配慮されているか。

オウム真理教の例でも、児童相談所に一時保護された子どもたちはそれぞれの学年平均の身長・体重を大きく下回る場合がほとんどで、多くの子が我が国では考えられないほど栄養不足状態であったことは記憶に新しい。

児童（子ども）の権利条約24条1項では、「締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保険サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。」と規定されている。

また、国際人権規約A第12条1項には、「この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。」と規定されている。

これに、憲法第25条、児童福祉法等を加えて判断すれば、このように二重の基準を立て、その両者をクリアーすることが必要であると考えられる。いかに宗教的理由があろうとも、この児童（子ども）の権利条約に反することは許されない（宗教法人法第86条）。

昨今、信仰を理由に自己のみならず家族（未成年者）への輸血を拒否する事件が見られるが、場合によっては当事者（未成年者）の生命を左右する問題である。本人の自由な意思決定によるにせよ、そしてまた信教の自由に関わる判断であるにせよ、この問題は自らの生命を失ってもよいという意思を社会はどの程度に尊重するべきかという困難なテーマを包含している。東京高等裁判所は、平成10年2月9日、成人信者の輸血拒否の意思表明を尊重する趣旨の判断を示したが、説明義務を尽くした場合の治療のあり方についてはなお論議が続いている。更にこれが未成年者の場合にどうか慎重な検討が必要である。基本的には未成年者本人の意思が尊重されるべきであり、間違っても親権者の信仰ゆえに未成年者本人の意向に関わりなく適切な医療行為を受ける権利が侵害されることがあってはならない。また、仮に未成年者本人から輸血拒否の意思が表明された場合であったとしても、低年齢

の子どもであれば親の信仰に従い自ら輸血を拒否するということのもつ意味が十分に理解できていない場合があることに配慮すべきである。

「児童（子ども）の権利条約」は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年秋の国連総会で採択され、日本は1994年4月に批准した。

本条約が裁判規範として直接の効力を有するかについては争いがあるが、国内法の解釈準則として機能することは認められている。

<第5. 資料>

EC議会決議(1984年5月)

1984年5月、EC議会は、新しい型の宗教組織による法の侵害が社会の問題となっていることについて、関係諸機関の情報交換の必要性などを決議した。この決議の中で、EC議会は各組織の活動の調査・評価にあたって、次の13項目の基準を適用するよう勧告している。わが国における宗教団体等の活動について考えるうえでもたいへん参考になる。

- a. 未成年者は、その人生を決定してしまうような正式の長期献身(*solemn long-term commitment*)を行うよう勧誘されてはならない。
- b. 金銭的または人的な関わりをすることについて、相応の熟慮期間が設けられるべきである。
- c. ある団体に参加した後も、家族や友人との間で連絡が許されなくてはならない。
- d. 大学、高校等に学ぶメンバーの修学が妨げられてはならない。
- e. 妨げられることなくある運動から離れる権利、自らまたは手紙および電話で家族や友人と接触する権利、独自の助言を求める権利およびいつでも医師の手当を求める権利は、尊重されなくてはならない。
- f. 何人も、とくに資金獲得活動に関して、物乞いや売春などによって、法を破るようにそそのかされてはならない。
- g. 外国人旅行者を終生関わる運動に引き入れてしまう如き勧誘はしないこと。
- h. 入信の勧誘(*recruitment*)の間は、その運動の名称及び教義が、常に直ちに明らかにされなくてはならない。
- i. そのような運動は、要求があれば、権限ある官庁に対し、個々のメンバーの住所または所在を告知しなくてはならない。
- j. 新宗教運動は、それに従い、そのために働いている個々人が……社会保障給付を受けることを保障しなくてはならない。
- k. ある運動の利益のために外国に旅行するときは、その運動体は、そのメンバーを本国に戻す責任(特に病気になった時)を負わなくてはならない。
- l. メンバーの家族からの電話及び手紙は、直ちに取り次がれなくてはならない。
- m. 運動体内にいる子供については、教育や健康、更には悪環境の除去等について配慮されるべきである。

宗教団体の責任を考える上での主な裁判例（1999年3月16日現在）

A（信教の自由の限界一般論）

1 最高裁昭和38年5月15日大法廷判決（判例時報335号11頁／判例タイムズ145号168頁）

精神障害の治療のために加持祈祷を行い、その結果患者を心臓麻痺で死なせ、僧侶が傷害致死罪に問われた事例

「憲法20条1項は信教の自由を何人に対してもこれを保障することを、同2項は何人も宗教上の行為、祝典、儀式または行事に参加することを強制されないことを規定しており、信教の自由が基本的人権の一として極めて重要なものであることは言うまでもない。しかしそよそ基本的人権は、国民はこれを乱用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うべきことは憲法12条の定めるところであり、また同13条は、基本的人権は、公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする旨を定めており、これら憲法の規定は、決して所論のような教訓規定というべきものではなく、したがって、信教の自由の保障も絶対的無制限のものではない」

2 神戸簡裁昭和50年2月20日判決「神戸牧会事件」

（判例時報768号3頁、判例タイムズ318号219頁）

建造物侵入等の事件の犯人として警察より追及を受けている高校生2名を、牧師が教会に約一週間にわたり宿泊させた行為につき犯人蔵匿罪に問われた事案について、正当な業務行為であるとして無罪を言い渡した事例

3 最高裁昭和56年4月7日判決「創価学会板まんだら判決」

（民集35巻3号443頁、判例時報1001号9頁、判例タイムズ441号59頁）

「本件訴訟は、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっており、その結果信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決するについての前提問題であるにとどまるものとされてはいるが、本件訴訟の帰趨を左右する必要不可欠なものと認められ」「本件訴訟の争点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核心となっていると認められることからすれば」「本件訴訟は、その実質において法令の適用による終局的な解決の不可能なものであって、裁判所法3条にいう法律上の争訟にあたらない」とされた事例

4 最高裁昭和63年6月1日判決「殉職自衛官の合祀申請行為の合憲性が争われた事例」（民集42巻5号277頁、判例時報1277号34頁、判例タイムズ669号66頁）

傍論において「私人間において憲法20条第1項前段及び同条2項によって保障される信教の自由の侵害があり、その態様、程度が社会的に許容し得る限度をこえるときは、場合によっては、私的自治に対する一般的制限規定である民法1条、90条や不法行為に関する諸規定の適切な運用によって、法的な保護が図られるべきである」と指摘した事例

5-1 東京地裁平成7年10月30日決定「オウム真理教解散決定事件」

(判例時報1544号43頁、判例タイムズ890号38頁)

宗教法人才ウム真理教に対し、宗教法人法81条1項1号、2号前段に基づいて解散が命じられた事例

5-2 東京高裁平成7年12月19日決定(判例時報1548号26頁、判例タイムズ894号43頁)

4-1の即時抗告棄却決定

5-3 最高裁平成8年1月30日決定(判例時報1555号3頁、判例タイムズ900号160頁)

4-2の特別抗告棄却決定

6 東京地裁平成8年3月28日決定「オウム真理教破産決定事件」

(判例時報1558号3頁、判例タイムズ907号98頁)

宗教法人才ウム真理教が、その代表役員らの不法行為による損害賠償債務のため、債務超過・支払不能の状態にあるとされ、破産宣告が下された事例

7 東京高裁平成10年2月9日「輸血拒否訴訟控訴審判決」

(判例時報1629号34頁/判例タイムズ965号83頁)

工ホバの証人である成人の癌患者が、その手術に先立ち「輸血以外には救命手段が内事態になっても輸血しないでほしい」旨の意思表示を下すが、医師がこれと異なり「輸血以外に救命手段がない事態になれば輸血する」という治療方針を採用している場合は、医師は、同患者に対してその治療方針を説明する義務があり、この説明義務を怠って手術をし、輸血をしたときは、これにより、同患者が被った精神的苦痛を慰謝する義務を負うと判断した事例

B (刑事事件)

1 広島高裁昭和29年8月9日判決（高等裁判所刑事判例集7巻7号1149頁）

病気治癒のための祈祷行為が恐喝罪にあたるとされた事例

2 最高裁昭和31年11月20日判決（刑集17巻4号302頁、判例時報335号頁11頁）*注1

加持祈祷行為を詐欺恐喝により有罪判決を下した事例

3-1 神戸地裁昭和40年12月2日判決（愛知学院大学宗教法制研究所紀要第26号「寺社をめぐる刑事判例（追補）」7頁）

宗教活動のためと称する募金行為が詐欺罪に問われた事例

3-2 大阪高裁昭和41年5月9日判決（愛知学院大学宗教法制研究所紀要第26号「寺社をめぐる刑事判例（追補）」26日頁）

3-1の控訴審判決

3-3 最高裁昭和41年11月22日判決（判例時報467号65頁 / 愛知学院大学宗教法制研究所紀要第26号「寺社をめぐる刑事判例（追補）」1頁）

3-2の上告審判決

4 青森地裁昭和59年1月12日判決（判例集未登載）*注2

統一協会信者の行った靈感商法が恐喝罪にあたり、犯行を行った信者3名が有罪とされた事例

5 名古屋地裁平成8年6月18日判決（判例集未登載）

明覚寺、本覚寺の行ってきたいわゆる靈視商法に関し、靈能師役の女性を詐欺により有罪とされた事例

C (資金獲得型不法行為事件)

1 名古屋地裁昭和58年3月31日判決（判例時報1081号104頁）

難聴を治癒すると称して祈祷と療術を施し高額の料金を取得した行為に公序良俗に反する部分があると判定した事例

2 東京高裁平成4年3月26日判決「フリー事件」

(判例集未登載、解説として「国民生活」92年12月号)

宇宙エネルギーの流れをとらえ、これに合わせて自らの内部にエネルギーの流れを作り出すことにより、不幸は解消され、眞の幸福および健康を得ることができるとして、「フリー」と称する健康器具を法外な高値で販売することは、著しく欺瞞的、便乗的、暴利的で社会的に是認される営利活動の範囲を超える違法性を帯び、不法行為になるとして損害賠償を命じた事例

3-1 福岡地裁平成6年5月27日判決「統一協会献金違法判決」*注3

(判例時報1526号121頁、判例タイムズ880号247頁、解説として日弁連消費者問題ニュース41号2頁)

統一協会の信者らによる献金勧誘行為が違法であるとして統一協会に使用者責任を認められた事例

3-2 福岡高裁平成8年2月19日判決

(判例集未登載、解説として日弁連消費者問題ニュース、7頁)

3-1の控訴審判決で、統一協会の控訴が棄却された事例

3-3 最高裁平成9年9月18日判決(判例集未登載)

3-2の上告審判決で統一協会の上告が棄却された事例

4 神戸地裁平成7年7月25日判決「黄金神社事件」*注4

(判例時報1568号101頁)

黄金神社を主宰する被告が、宗教行為に付隨して祈祷料その他の献金を勧誘する行為に不法行為責任を認めた事例

5 東京地裁平成8年6月5日判決(判例時報1578号64頁/確定)

オウム真理教に対する土地建物の贈与の意思表示が脅迫に基づくものと判断され、その取り消しが認められた事例

6 高松地裁平成8年12月3日判決「統一協会献金違法判決」(判例集未登載 / 高裁で和解) *注5

統一協会信者による靈感商法と同一の方法による献金の強要に関し、統一協会に対し、使用者責任を認めた事例

7 奈良地裁平成9年4月16日判決「統一協会献金違法判決」(判例時報1648号108頁、判例解説につき民事法情報132号48頁) *注6

統一協会信者による靈感商法と同一の方法による入会や献金の強要に関し、統一協会に対し、使用者責任ではなく、民法709条の直接不法行為責任を認めた事例

8 東京地裁平成9年5月27日判決「邵錦宇宙パワー商法事件」

(判例時報1636号78頁/判例タイムズ942号267頁)

自称宇宙パワーを有する中国人女性邵錦が、日本テレビの番組や出版物を通じ、宇宙パワーにより難病を治療すると称し、番組や出版物を見て来訪した難病患者らに対し、高額の対価を要求した行為を、難病患者らに対する詐欺行為に当たるとして、不法行為による損害賠償が認められた事例

9 大阪地裁平成9年7月28日判決「オウム真理教布施強要違法判決」

(確定/判例時報1636号103頁/判例タイムズ964号192頁)

オウム真理教による信者らへの違法な布施強要行為によって、これに影響を受けた信者らが家族の財産を盗取してオウム真理教に対し布施した行為が、持ち出した信者らの不法行為を形成するのみならず、オウム真理教については、宗教法人法11条1項、民法44条1項の責任を、オウム真理教の代表者である松本智津夫については、民法709条の責任(いすれも過失責任)を形成し、当該信者との関係では、民法719条1項の共同不法行為責任を負うとされた事例

10-1 東京地裁平成9年10月24日判決「統一協会献金違法判決」(判例時報1638号107頁) *注7

統一協会信者による靈感商法と同一の方法による献金の強要に関し、統一協会に対

し、使用者責任を認めたが、従来の判例と異なり慰謝料を認めなかった事例

10-2 東京高裁平成10年9月22日判決

10-1の控訴審判決

慰謝料を否定した上記一審判決を覆し、慰謝料を認めた事例

10-3 最高裁平成11年3月11日判決

10-1の最高裁判決

一審判決を覆した10-2の高裁判例を維持して統一協会の上告棄却を決定した事例

11 大阪地裁平成10年2月27日判決「靈視商法詐欺判決」(判例時報1659号70頁)

生活上の悩みや苦しみについて相談を受けた僧侶らがした、相談者に供養料、祭祀料等の名目で金員を支払わせる行為が詐欺行為として違法であるとされた事例

「被告明覚寺の僧侶らは、因縁や靈障を見極める特殊な能力はなく、ただ、供養料獲得のマニュアルやシステムに則って、執拗に因縁や靈障の恐ろしさを解いて原告らを不安に陥れ、供養料を支払いさえすれば不幸や悩みから逃れられると誤信した原告らに供養料名目で金銭を支払わせていたものと認めるのが相当であり、これは、詐欺行為として違法と言うべきである」とし、被告の使用者責任を認めた。

D（妨害、攻撃型不法行為事件）

1 横浜地裁平成5年6月30日判決（判例時報1473号117頁、判例タイムズ841号186頁）

オウム真理教の被害対策弁護団の所属弁護士が、教団の農園予定地を撮影した際、信者よりカメラを奪われフィルムを抜き取られたことにつき、使用者としての損害賠償責任が認められた事例

1-2 平成6年1月24日判決

1の控訴審判決

1-3 最高裁平成6年7月14日判決

1の上告審判決

2 -1 福岡地裁平成6年12月14日判決（判例集未登載）

オウム真理教外報部が主催した記者会見の席上で、青山吉伸オウム真理教顧問弁護士（当時）らが、オウム真理教被害対策弁護団の所属弁護士を誹謗中傷する発言を行ったことにつき、顧問弁護士の名誉棄損を認め、オウム真理教に対し使用者責任を認めた事例」

2-2 福岡高裁平成7年12月26日判決（判例集未登載）

2 の控訴審判決（顧問弁護士は控訴取り下げ／オウム真理教部分については上告せず確定）

3 東京地裁平成7年10月31日判決（判例タイムズ922号268頁）

弁護士が、靈感商法被害の救済のために、被害者を代理して統一協会信者に内容証明郵便を発し、同信者からの懲戒申立事件について弁明書を提出した行為が名誉棄損にあたらないとして、同信者からの請求を棄却した事例

4 東京地裁平成8年12月20日判決（幸福の科学対講談社事件）（判例時報1521号44頁）

幸福の科学の信徒による講談社に対する抗議行動の違法性を認め、幸福の科学に対し使用者責任による損害賠償責任が認められた事例

5 東京地裁平成9年2月24日判決（判例時報1626号90頁）

多くの研究者がガンの早期発見に有用でないと報告している腫瘍マーカー総合診断法を実施して、癌でもないのに癌だと判定し、不安を感じた患者らが治療を求め、かつ高額の治療費を負担させられたなどの行為について、「命を弄ぶ靈感商法」などと告発した週刊誌の記事に対し、記事を掲載された医師及び病院が求めら名誉棄損に基づく損害賠償等の請求が、棄却された事例

6 東京地裁平成9年4月21日判決（判例集未登載）

大阪毎日放送にレギュラー番組を有するジャーナリストが、同番組で「法の華三法行」の被害実態を取り上げることとし、同教団に取材申し込みをしたところ、教団広報委員会は『取材を拒否する』としたうえで、同ジャーナリストを誹謗中傷する文書

を同番組宛にファクスした。これについて宗教法人法の華三法行に対し、名誉棄損による709条の不法行為責任を認めた事例

7 名古屋地方裁判所平成9年9月5日判決（判例集未登載／高裁で和解）

統一協会の信者らが、牧師に対し街宣活動等を通じて誹謗中傷を繰り返し、また杉本牧師の妻に対し暴行を行った事件で、『街宣は教団の事業に属する布教活動として行われ、暴行も密接な関連を持つ』として統一教会の使用者責任を認め、信者と統一協会に対し名誉棄損等の損害賠償を認めた事例

E 信者、構成員収奪型の事件

1 統一協会の合同結婚式後に入籍した婚姻の無効を認めた審判・裁判例

全国各地で既に40例を越える裁判例がある。

公刊物に掲載された代表的な例として

-1 福岡地裁平成5年10月7日判決(判例時報1483号102頁、判例タイムズ831号)

統一協会の合同結婚式に参加し、協会の指示により婚姻届をした日本人女性から、婚姻意思の不存在を理由として提起された日本人男性に対する婚姻無効の訴えが認容された事例

-2 福岡高裁平成7年10月31日判決（判例集未登載）

1-1の判決を不服として控訴した日本人男性の控訴を棄却した事例

-3 最高裁平成8年4月25日付判決（判例集未登載）

1-2の判決を不服として上告した日本人男性の上告を棄却した事例

名古屋地裁7年2月17日判決（判例時報1562号98頁）

日本国内に住所を有する日本人の統一協会元信者が、大韓民国国籍を有し同国に住所を有する者を被告として提起した婚姻無効確認訴訟について、我が国の裁判管轄が認められた事例」*注8

2 元信者による未払い賃金請求事件

松山地裁今治支部平成8年3月14日判決「実正寺事件」

(労働法律旬報1386号62頁、本判決の解説については同1386号18頁)

日蓮正宗の元信者が、以前勤めていた従業員が2~3人の小規模寺院に対し、時間外及び深夜労働に対する賃金を請求した事案について、被告寺院の宗教上の奉仕などの主張を排し、労基法の適用の可否を検討するに際し、個々人の内心の意思（宗教的な信念）を詮索した結果によって判断することは、かえって宗教尊重の精神に反すると解されるところであるから、外形的、客観的な事情の有無によって判断するのが相応であるとし、当該事案において信者の労働者性を認め、未払い賃金の支払いを命じた事例

3 いわゆる信者勧誘の違法を問う裁判例

名古屋地裁10年3月26日判決「名古屋青春を返せ訴訟第1審判決」

(判例タイムズ989号160頁)

統一教会の勧誘、教化行為により、信仰を教え込まれて宗教活動に従事させた行為が、元信者の人格権と財産権に対する不法行為とは言えないとして、損害賠償請求が認められなかった事例。*注8

F（家族破壊型の事件）

1 人身保護事件

徳島地裁昭和58年12月12日判決（判例時報1110号120頁）

遊学先から親元に連れ戻された未成年者に対し、統一協会信者からの人身保護請求を棄却した事例

-1 大阪地裁平成2年9月7日判決（判例時報1366号96頁、判例タイムズ739号223頁）

オウム真理教の信者の母親が、A（14歳9ヶ月、中3）、B（12歳8ヶ月、中1）、C（8歳4ヶ月、小2）の子供3人を連れて、オウム真理教の富士山総本部道場に居住していることが、Cについては意思能力がないことを理由に、Bについては、意思能力は肯定できるが、自由意思に基づいて監護者の下にとどまっているとはいえない特段の事情があることを理由に、人身保護法に言う拘束にあたるとされた事例

-2 最高裁平成2年12月6日判決（判例時報1374号42頁、判例タイムズ751号67頁）

2-1の上告を棄却した事例

2 親権者変更事件

札幌家庭裁判所平成8年11月27日審判（判例集未登載）

妻がヤマギシ会に入会したことをきっかけとして離婚した前夫が、14歳と11歳の2人の子供をヤマギシ会の実顕地に預けた前妻に対し、親権者変更の申し立てをし、これが認容された事例

3 親権行使妨害事件

大阪地裁平成9年7月28日判決

被告松本智津夫の指示の下、組織的にオウム真理教幹部らが子供の所在を隠すなど、原告の4人の子供に対する親権の行使を妨害した行為について、松本智津夫被告に対して、民法709条に基づき、オウム真理教に対しては宗教法人法11条1項、民法44条1項に基づき、損害賠償責任を認めた事例 準禁治産宣言、保佐人選任事件

4 準禁治産者申し立て事件

-1 横浜家庭裁判所昭和61年12月12日審判（判例集未登載）

統一協会に多額の献金を続ける信者に対し、親族から申し立てられた準禁治産者、保佐人選任事件について、審判前の保全処分を認めた事例」

-2 東京高裁昭和62年3月30日決定（判例集未登載）

1-1の抗告審決定。原審保全処分決定に対し、即時抗告をすることは法で認められないとして、統一協会信者からの抗告を不適法却下し、傍論で「なお、抗告人が宗教上の目的のためにその財産を消費しようとしていることは、それ自体では浪費性を阻却するものではない」と言及した事例

東京家裁八王子支部昭和63年2月8日審判（2例／判例集未登載）

統一協会に多額の献金を続ける信者夫妻に対し、各親族から申し立てられた準禁治産者、保佐人選任事件について、審判前の保全処分を認めた事例

東京家裁平成4年6月8日審判（判例集未登載）

統一協会に多額の献金を続ける信者に対し、親族から申し立てられた準禁治産者、保佐人選任事件について、審判前の保全処分を認めた事例

横浜家裁川崎支部平成5年11月12日審判（判例集未登載）

統一協会に多額の献金を続ける信者に対し、親族から申し立てられた準禁治産者、保佐人選任事件について、審判前の保全処分を認めた事例

名古屋家裁平成9年8月13日審判（判例集未登載）

統一協会に多額の献金を続ける信者に対し、親族から申し立てられた準禁治産者、保佐人選任事件について、審判前の保全処分を認めた事例

東京家裁平成9年9月29日審判（判例集未搭載）

統一協会に多額の献金を続ける信者に対し、親族から申し立てられた準禁治産者、保佐人選任事件について、審判前の保全処分を認めた事例

甲府家裁平成10年9月2日審判（判例集未搭載）

祈祷師の主催する団体に多額の献金を続ける信者に対し、親族から申し立てられた準禁治産者、保佐人選任事件について、審判前の保全処分を認めた事例

5　名の変更事件

東京地方裁判所八王子支部平成6年12月8日審判（判例集未登載）

「宗教団体側でつけた子の名前の変更を認めた事例」

G（その他責任が認められた事件）

1 大阪地裁平成8年4月22日判決（判例時報1585号66頁）

医師が患者に明確な根拠もなくガン告知をしたうえで、平和教会と称する新興宗教の護符を患部に張るよう勧めた行為等が不法行為として損害賠償が認められた事例

2 甲府地裁平成9年1月28日判決（判例集未搭載）

被告松本智津夫らが、上九一色村富士ヶ嶺地区の住民の生活の平穏を著しく害したとして、住民らの人格権を根拠に、不法行為責任が認められた事例

3-1 京都地裁平成10年2月13日判決(判例時報1661号115頁)

マンションの一室が賃貸され、オウム真理教の信者らが教団施設として使用する行為が、区分所有者の共同利益に反するとして、区分所有権に基づく賃貸借契約の解除及び占有部分の退去明け渡し請求がいずれも認められた事例

3-2 大阪地裁平成10年12月17日判決(判例集未搭載)

3-1の控訴審判決

4 大阪地裁平成10年2月27日判決(判例集未搭載)

被告の指定するものを右手で指し、同時に左手の人差し指と親指で輪を作り、この輪を被告が開き、その開き具合によってガン細胞の数を判断するというリングなどの施術につき、「被告は、被告の行う施術等がガンの治療に何の効果もないことを知りながら、効果があるかのように装い、末期ガンの症状に苦しみながら、藁にもすがる心情にあった原告を欺」いた行為が、不法行為にあたるとされた事例

5 京都地裁平成10年11月27日判決

自己啓発セミナーの研修中に行われた風呂業と呼ばれる修行中の事故について、自己啓発セミナーを主催する有限会社について、不法行為責任を否定したものの、安全配慮義務に基づく債務不履行責任を認容した事例。

H（宗教団体の組織）

1 東京高裁平成6年3月23日判決(判例時報1507号133頁、判例タイムズ870号267頁)

「檀徒から宗教法人である寺及び権利能力なき社団である壇信徒会に対する会計帳簿等の閲覧・謄写請求が、宗教法人法25条2項を根拠に肯定された事例（改正前の宗教法人法制下の事例）」

2 静岡地裁沼津支部平成9年10月29日判決(判例集未搭載)

「既に被害回復を受けた法の華三法行の元信者は、改正後の宗教法人法25条3項に基づく会計帳簿等の閲覧・謄写請求が否定された事例（＊注・25条3項は、平成7年の宗教法人法改正で新たに創設された規定）」

「『信者その他の利害関係人』には、現に宗教法人と継続的な関係を有し、その構成分子となっている寺院の壇信徒・教会の信徒のほか、宗教法人と取引関係のある債権

者・保証人等、宗教法人の行為により損害を被った者等が含まれるが、信者であってもその後脱退等により信者でなくなった場合、あるいは宗教法人に対し債権を有していても、その後に弁済等により消滅した場合には、元信者あるいは元債権者はもはや宗教法人の適正な管理運営の実現のための閲覧について利益を有しなくなったというべきであるから、右『信者その他の利害関係人』には含まれないと解するのが相当である。また宗教法人の行為により損害を被った者についても、その後に損害を回復することができた場合には、右と同様に解すべきである」

I (海外の判決)

1 米カリフォルニア州最高裁判所1988年10月17日判決「モルコ対統一協会事件」

(Molko v. Holy Spirit Association for the Unification of World Christianity, 46 Cal.3d 1092, 762p.2d 46, 252Cal.Rpt8.122(Cal.1988) (翻訳を日弁連所蔵))

「統一協会の正体を隠した詐欺的伝道行為が違法とされた事例」

2 米連邦最高裁1990年4月17日判決

(本判例の解説につき、ジュリスト1036号113頁 / 1993年12月15日号)

「宗教的儀式において禁止された薬物を使用する行為が、『信仰を理由に一般的に適用される法律の義務、社会的責任を免れることはできない』とされ、違法とされた事例」

3-1 仏リヨン地方裁判所1996年11月22日判決（本判決の紹介につき、毎日新聞97年03月20日付朝刊、部分訳を日弁連所蔵）

「リヨンにあるサイエントロジーの施設「ダイアネティックセンター」に通っていたパトリス・ビック（男性、当時31才）が、1988年に投身自殺した事件において、サイエントロジーの宗教性を否定して、同教会の信者らに対し詐欺罪等を認め、施設関係者のマジエ被告（元・同教会リヨン支部長）に対しては、詐欺罪と過失致死罪で懲役3年の有罪判決を下した事例」

3-2 仏リヨン高等裁判所1997年7月28日判決（本判決の紹介につき、毎日新聞97年8月28日付夕刊、部分訳を日弁連所蔵）

「サイエントロジーの「宗教団体」としての性格を肯定したものの、「合法的な宗教であっても、個人が営利目的のために使い、結果として第三者を欺くようなこと」までも認められているわけではなく、「適法に組織された教会でも、営利事業を隠蔽（い

んぺい)することがありうる」とし、マジエ被告を懲役3年の執行猶予刑と50万フランの罰金に。また同教会のメンバー15人のうち9人を無罪とした事例」

(別 紙)

注 1

祈祷師が自分の祈祷に効能がないことを知りつつ、顔のあざの相談を持ちかけた主婦に「御祈祷で取ってあげる」「神様にお願いしておきながら、勝手に参詣を中止しては神様の罰が当たる」「神様の力で顔を真っ黒にする」などと脅して祈祷料を交付させた事件。

祈祷師は詐欺及び恐喝に問われ、最高裁昭和31(1956)年11月20日判決は次のような理由から祈祷師を有罪に処した。

「祈祷師が自己の行う祈祷が実は全然治病の効能なく、また、良縁、災難の有無、紛失物のゆくえを知る効もないことを信じているにかかわらず、如何にもその効があるように申し欺いて祈祷の依頼を受け、依頼者から祈祷料等の名義で金員の交付を受けたときは詐欺罪を構成するものというべきである」

注 2

いわゆる靈感商法の手口を使い、大理石の壺などを販売していた統一教会の信者2人が、47歳の主婦に1200万円を支払わせた事件。

2人は主婦をホテルの一室に約9時間半にわたって軟禁し「おろした子どもや前夫が成仏できず苦しんでいる。成仏させないと今の夫と子に大変な事が起こる。全財産を投げ出しなさい」などと迫った。

青森地裁弘前支部昭和59(1984)年1月12日判決は、行為が恐喝罪にあたるとして懲役2年6月(執行猶予5年)の判決を下した。

注 3

統一協会がその信者らを駆使して行ってきた靈感商法に関する初めての判決。

判決は、信者らの献金強要行為の違法性について次のように判断し、統一教会の使用者責任を認めている。

「一般に特定宗教の信者が存在の定かでない先祖の因縁や靈界等の話を述べて献金を勧誘する行為は、その要求が社会的にみても正当な目的に基づくものであり、かつ、その方法や結果が社会的通念に照らして相当であるかぎり、宗教法人の正当な宗教活動の範囲内にあるものと認めるのが相当であって何ら違法ではないことはいうまでもない。しかし、これに反し、当該献金勧誘行為が右範囲を逸脱し、その目的が専ら献金等による利益獲得にあるなど不当な目的に基づいていた場合、あるいは先祖の因縁や靈界の話等をし、害悪を告知して殊更に相手方の不安をあり、困惑に陥れるなどのような不当な方法による場合には、もはや当該献金勧誘行為は、社会的に相当なものといい難く、民法が規定する不法行為との関連において違法の評価を受けるもの

といわなければならない」

判決は、統一協会信者らが行った献金強要行為について、次のような理由から統一協会の使用者責任を認め、次のように判示している。

「非営利団体である宗教法人の信者が第三者に損害を与えた場合に、その信者が右宗教法人との間に被用の地位にあると認められ、かつ、その加害行為が宗教法人の宗教活動などの事業の執行につきなされたものであるときは、右宗教法人は右信者の加害行為につき民法715条に定める使用者責任を負うものと解するのが相当である。なぜなら、宗教法人に民法715条の適用を排除する合理的理由はなく、また、代表役員その他の代表者の行為による宗教法人の損害賠償責任を定めている宗教法人法11条の規定も宗教法人につき民法715条の適用を排除するものとは解されないからである」

注4

妻が夫婦関係の不和などによる心労のために精神状態が不安定になり異常な行動を取るようになった。

そこで夫（原告）は知人の紹介で「黄金神社」を訪問して救いを求めた。黄金神社の代表者（被告）は夫に対し「妻の異常は種々の因縁によるものであり、これを取り除かないと取り返しのつかない結果になる」と信じ込ませ、妻を正常に戻すためには、妻の精神状態の回復を願う祈祷や夫の愛人の除霊などを行う必要があると説いた。夫は極度の不安に陥り、短期間に祈祷料の名目で1038万5000円の現金と金塊を支払った。

神戸地裁が次のように判決して、「黄金神社」の主宰である個人の不法行為を認めている。

「宗教者が祈祷その他の宗教的行為に付隨して祈祷料その他の献金を勧誘する行為についても、原則として、憲法上の信教の自由の保障が及ぶので、当該宗教の教義が合理的であるかどうか、あるいは、当該宗教的行為の成果が客観的に証明できるものであるかどうかなどの基準に依拠し、合理性ないし客觀性が認められないとの一事をもって当該勧誘行為の違法性を判断するのは相当ではない。しかしながら、献金を勧誘する行為が相手方の窮迫、軽率等に乘じ、ことさらその不安、恐怖心等をあおるなど不相当な方法でなされ、その結果、相手方の正常な判断が妨げられた状態で著しく過大な献金がなされたと認められるような場合は、当該勧誘行為は、社会的に相当な範囲を逸脱した行為として不法行為に該当する」

「被告の行為は、原告が相応な資産を有していることに着目し、財産的利益を得る目的で（中略）追いつめられて平常心を失い混乱した原告の精神状態に乘じ、靈力、

因縁等がもたらす災いの話を繰り返して説くことによって、ことさら原告の不安感をありたて、その災いを取り除くには被告の提示する諸費用を納めて、被告ないし被告の信奉する神の力に頼るほかないと信じさせて、著しく高額な献金の承諾をさせ、これを收受したものと認められるから、その目的、方法、結果のいずれにおいても、社会的に相当なものとして是認できる範囲を逸脱しているというべきである」

注 5

高松地裁は次のような理由で統一協会の使用者責任を認めている。

「特定宗教の信者が自己の属する宗教団体への献金を勧誘する行為も、その目的、方法、結果から判断して、社会通念上相当と認められる範囲を超える場合には、民法の不法行為との関連において違法の評価を受けるものといわなければならない。」

「勧誘すべき人数につき一定の目標を定めたうえ、珍味の訪問販売をきっかけに訪問先の相手を被告の信者らが主催する講演会等に誘い出し、被告の名を明かさないまま、家系図調査と称して家系、悩み事等を、さらに、環境浄化と称して財産状態を詳細に聞き出し、これらの情報をもとに被告の信者らの間で獲得する献金の目標額を決め、周囲の信者から「先生」と呼ばれるリーダー格の信者が、右目標にしたがって、事前に得た情報を利用しながら献金の勧誘をするという一連の流れが認められ、これら一連の行為は献金獲得に向けられた組織的、計画的行為と認められること、献金の直接の勧誘行為は、前記認定のとおり、原告の入会の意思も十分確認しないまま、予め得た情報をを利用して、その不安をあり、執拗に多額の献金の即決を迫る方法でなされていること、原告が献金を承諾した翌日には、信者らが迎えに行つたうえ、預金の引き下ろしなどの諸手続から献金が終わるまで終始付き添い、原告に熟慮の機会を与えていないこと、右勧誘は被勧誘者の出捐しうる金額全部を献金するよう勧めるとの基本姿勢の下に行われてあり、現実に右のような勧誘の結果原告によりなされた献金は600万円と多額で、原告の預金のほぼ全額であることなどの諸事情を総合すれば、被告の信者らが行った前記一連の勧誘行為は、その目的、方法、結果において、社会的に相当と認められる範囲を逸脱しており違法性を帯びる」

また同判決は使用者責任について次のように判示している。

「民法715条における「使用」関係とは、使用者と被用者との間に実質的な指揮監督の関係があることを意味するものと解されるが、実質的な指揮監督の関係が認められれば、必ずしも使用者と被用者との間に有効な契約関係が成立していることを要しないものと解される。また、使用者の「事業」の範囲については、使用者の本来の事業のほか、その付随的業務とみられるもの、さらに不当な事業執行についてもこれに含まれるものと解すべきである。そして、被用者の行為が事業の執行につきなされたものかどうかは、事業の執行についての被用者の行為の外形から判断するのが相当

である。

これを本件についてみると、前記認定事実に前掲各証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、本件献金勧誘行為当時、被告とは別に被告の信者団体があり、大西らは右信者団体の活動として行動していたものではあるが、一方、被告は既に信者となっている者の親族に対する教育活動と被告の協会を自発的に訪れた者に対する伝道活動を除けばあらたな信者を獲得するための独自の布教活動を行っておらず、右布教活動は専ら信者団体により行われていること、信者団体は被告の教義を伝道し、同時にできるだけ多くの献金が被告になされることを目的として活動していたものであり、しかも右団体の構成員である大西ら被告の信者の多くは献金をさせること自体が被告の教義達成のための手段であると認識していて、伝道活動と献金勧誘行為とは密接に関連していること、勧誘の結果としての献金は被告に帰属し、被告の事業の財源となっていることが認められ、以上の事実からすれば、右信者団体の活動が被告の意向と無関係に行われているとは考えられず、被告は右信者団体を通じて伝道及び献金勧誘に際して違法な行為がなされないよう信者らを指揮、指導できる立場にあったものと認められ、また、本件の信者らの行為を勧誘される相手方から外部的客観的にみれば、被告の信者らが被告の教義の実践として被告の利益獲得のために組織的計画的に遂行する行為と認められるから、右のいずれの要件も充足するものというべきである。

注 6

奈良地裁判決は、福岡判決、高松判決を一步進め、統一協会について、715条の使用者責任ではなく、709条の不法行為責任を認めた初めての判決である。

「被告（統一協会）とその信者組織とは、当然のことながら後者は前者の構成員から成り立っており、人事面での交流もあること、被告は、これまで被告の教義に基づく実践として、組織的に物品販売活動等による資金集めを精力的に行ってきていたものであり、その過程において、被告と被告の信者組織との区別が明確であったとはいえないこと、被告の伝道方法等についてはマニュアルが存在し、ほぼ全国共通の方法がとられていることが認められる。

そして、本件で問題となっている献金勧誘行為は、被告の教義内容に照らして被告の宗教的活動としては最も基本的かつ重要なものであり、実際、被告は、信者を介して集めた献金を受け入れていたことからすれば、本件献金勧誘行為については、被告が被告の活動として行ったものであるといえる」とした上で、

「（統一協会）への入会や献金の勧誘の過程においても靈感商法における同一の方法が用いられ」「（統一協会の）献金勧誘システムは、不公正な方法を用い、教化の過程を経てその批判力を衰退させて献金させるものと言わざるを得ず、違法と評価するのが相当である」と判示した。

注 7

「宗教的結束を維持し、拡大するための行動であっても、現行法の秩序を踏み超えることはできず、刑事法上是認されないものは、宗教的活動であることの故に犯罪性を否定されず、同様に、民事法上是認されないものは、不法行為等民事上の責任を免れるものでもない。献金が、人を不安に陥れ、畏怖させて献金させるなど、献金者の意思を無視するか、又は自由な意思に基づくとはいえないような態様でされる場合、不法に金銭を奪うものと言ってよく、このような態様による献金名下の金銭の移動は、宗教団体によるものではあっても、もはや献金と呼べるものではなく、金銭を強取又は喝取されたものと同視することができ、献金者は、不法行為を理由に献金相当額の金銭の支払を請求すると解すべきである。」

「原告の献金に至るまでの津藤らの行動は、肉親を多く失った原因が先祖の罪にあり、それが長男にも及ぶかのうように説いて原告を畏怖させて精神的に落ち込ませ、絶家する原告の家系の運命を免れるためにはすべてを神に捧げることを要すると原告に思い込ませ、一方では、先祖開放祭を実施して気分を高揚させ、献金を決意させたというもので、さながら、原告の心を自在に操っているかのようであり、その結果、原告が前記認定の多額の献金をするに至ったと認められ、金銭を出捐しなければ最愛の肉親の身に重大な害が生じると伝えて献金名下に本件におけるような多額の金銭を得ることは、社会的に到底是認しうるものではなく、不法行為を構成する」

また同判決は使用者責任についてそのように判示している。

「宗教法人は、その信者が第三者に加えた損害について、当該信者との間に雇用等の契約関係を有しない場合であっても、当該信者に対して、直接又は間接の指揮監督関係を有しており、かつ、加害行為が当該宗教法人の宗教的活動などの事業の執行につきなされたものと認められるときは、民法715条に定める使用者責任を負う。宗教法人の信者が当該宗教法人と別に組織を構成し、信者が信者組織の意思決定に従つて宗教的活動又はこれに付随する活動を行う場合においても、信者組織が宗教法人の教義とは異質の理念に基づいて運営されるか、又は活動していると認められる特段の事情のない限り、当該宗教法人は、右信者組織の意思決定に従つた信者による加害行為についても、同様の責任を負う。」

注8 名古屋青春を返せ訴訟第一審判決

「一般に、当該宗教を広めるために勧誘、教化する行為は、勧誘、教化された信者を各種の活動に従事させたり、献金させたりする行為は、それが社会的に正当な目的に基づいており、方法、結果が社会通念に照らして相当である限り、宗教法人の正当な宗教活動の範囲内にあるものと認めるのが、相当である。しかしながらこれに反して、当該行為が、目的、方法、結果から見て社会的に相当な範囲内を逸脱しているような場合には、民法が規定する不法行為との関連において、違法の評価を受けるものといわなければならない。ただし、これらを検討するにあたり、裁判所は、憲法20条1項に従い、当該宗教の当否等に立ち入って判断しない。」